

第74回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日 時 2016年6月28日(火曜日) 午前10時

受付開始予定：午前9時

場 所 シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」
東京都港区白金台一丁目1番50号

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役賞与支給の件
- 第8号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額
および内容決定の件

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに、招集ご通知をお届けし、株主総会の議案および事業の状況をご説明させていただきますので、ご覧くださいますよう、お願い申しあげます。

株主のみなさまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長

田辺 勝

2016年5月

経営理念

お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を發揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた会社でありたい。
そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

EXCEED YOUR VISION

私たちエプソン社員は、
常に自らの常識やビジョンを超えて挑戦し、
お客様に驚きや感動をもたらす
成果を生み出します。

EPSON
EXCEED YOUR VISION

目次	招集ご通知	2
	株主総会参考書類	4
	第1号議案 剰余金の処分の件	4
	第2号議案 定款一部変更の件	5
	第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件	9
	第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	15
	第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件	20
	第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	20
	第7号議案 取締役賞与支給の件	21
	第8号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額 および内容決定の件	21
	招集ご通知添付書類	
	事業報告	26
	連結計算書類	54
	計算書類	57
	監査報告書	60
	ご参考	
	特集：長期ビジョン「Epson 25」	
	中期経営計画「Epson 25 第1期中期経営計画」	64
	トピック	69
	会社概要・株主メモ	70

株主各位

証券コード 6724
2016年5月27日東京都新宿区新宿四丁目1番6号
セイコーエプソン株式会社
代表取締役社長 碓井 稔

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、3頁のご案内に従って、2016年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時	2016年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区白金台一丁目1番50号 シェラトン都ホテル東京 地下2階「醍醐」
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第74期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第74期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役賞与支給の件 第8号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

当日出席される方へ



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(受付開始予定:午前9時)

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。その際は代理権を証明する書面(委任状)を会場受付にご提出ください。



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

[2016年6月27日(月)午後5時到着分まで有効]



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(右欄をご参照ください)

[2016年6月27日(月)午後5時受付分まで有効]

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる開示に関するご案内

当社ウェブサイト

<http://www.epson.jp/IR/>

1. 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表が含まれております。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

議決権行使サイト <http://www.evote.jp/>

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙右片に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)

ご注意事項



パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

*「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!ケータイ」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。



携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

- 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金、通信料等)は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 受付時間 9:00~21:00(通話料無料)

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、当社の配当方針を踏まえ、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。中間配当金として1株につき30円をお支払いしておりますので、年間配当金は60円となります。

なお、前期は1株につき年間配当金115円をお支払いしておりますが、2015年4月1日付の株式分割を考慮すると57.5円に相当するため、当期の年間配当金は前期と比べ2.5円の増配となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金30円 総額10,733,231,460円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2016年6月29日

(ご参考)

◆当社の配当方針について

当社は、お客様価値の創造を通じて持続的な事業成長を実現し、収益性の向上と経営資源の効率化などにより安定的な資金創出に努め、成長戦略に基づく投資を最優先に行なったうえで、経営環境の変化などに耐え得る強固な財務構造の構築と積極的な利益還元に並行して取り組むことを配当政策の基本方針としています。

注：事業利益とは、国際会計基準（IFRS）の適用にあたり、当社が独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

◆自己株式の取得について

2016年4月28日開催の取締役会において、取得期間を本年5月2日から6月30日までとする自己株式の取得（上限金額100億円または上限株数700万株）を決議しております。

この方針にしたがい、当社の本業による利益を示す事業利益から法定実効税率相当額を控除した利益に基づき、中期的には連結配当性向40%程度を目指としたうえで、株価水準や資金の状況などを総合的に勘案し必要に応じて機動的に自己株式の取得を行い、より積極的な株主還元を図っていきます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、社外取締役の複数の選任および役員の指名・報酬などに係る任意の諮問委員会の設置など、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいりました。

今般、取締役会の監督機能のさらなる向上、審議の一層の充実および経営の意思決定の迅速化を図り、コーポレートガバナンスの実効性をより高めるため、現在の監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することいたしたいと存じます。これにともない、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、迅速な意思決定を可能にするための業務執行取締役への権限委任に関する規定の新設、その他の所要の変更を行うため、定款の一部を変更するものであります。

(2) 責任限定契約の締結対象に関する変更

今後も適切な人材を招聘できる環境を整え、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することを可能とするため、定款の一部を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他全般に関する変更

条文の追加および削除にともなう条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p>	<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人</p>

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当会社の取締役は、 <u>10名</u> 以内とする。 <新設>	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）は、 <u>9名</u> 以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、 <u>5名</u> 以内とする。
(選任方法) 第19条 <条文省略> <新設> 2. <条文省略> 3. <条文省略>	(選任方法) 第19条 <現行どおり> 2. 前項の規定による取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u> 3. <現行どおり> 4. <現行どおり>
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設> <新設> <新設>	(任期) 第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって <u>監査等委員でない取締役の中から</u> 代表取締役を選定する。 <削除>

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 ＜新設＞	(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第24条 2. <条文省略> <条文省略> <新設>	(取締役会の招集権者および議長) 第25条 1. <現行どおり> 2. <現行どおり> 3. <u>前二項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u>
(名誉会長、相談役、顧問) 第25条 <条文省略>	(名誉会長、相談役、顧問) 第26条 <現行どおり>
(取締役の責任免除) 第26条 <条文省略>	(取締役の責任免除) 第27条 <現行どおり>
2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2. 当会社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会 <新設>	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知) 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
(員数) <u>第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	<u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。</u> <削除>
(選任方法) <u>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<削除>
(任期) <u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	<削除>
(常勤の監査役) <u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	<削除>
(監査役会の招集通知) <u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	<削除>
(監査役の責任免除) <u>第32条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第426条第1項に規定する要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>	<削除>

現行定款	変更案
<p>2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第427条第1項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 計算 第33条～第36条 <条文省略> <新設></p>	<p>第6章 計算 第29条～第32条 <現行どおり></p> <p>附則 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置) 第1条 平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であつた者を含む。)の責任の免除および社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第32条の定めるところによる。</p>

第3号議案

監査等委員でない取締役8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、現在の取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役候補者は、取締役会があらかじめ定めた選考基準に基づき、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会における審議を経て決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性にかかる基準(内容は19頁に記載)」に準拠しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数
150,100 株

1

うすい
碓井 稔

(1955年4月22日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年11月 信州精器株式会社（現当社）入社
 2002年 6月 当社取締役
 2007年10月 当社常務取締役
 2008年 6月 当社代表取締役（現任）・同取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役会議長として取締役会を適正に運営するとともに、経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、代表取締役社長として、ビジネス環境の変化に応じた事業ポートフォリオの大胆な変革と新しいビジネスモデルの創出を主導し、長期ビジョンSE15の実現と業績の回復を果たしてまいりました。

引き続き、新たな長期ビジョンEpson 25のもと、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた強いリーダーシップを発揮することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
17,700 株

2

いのうえ しげき
井上 茂樹

(1955年10月10日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社
 2011年 6月 当社業務執行役員
 2012年 6月 当社取締役
 2013年 6月 当社事業基盤強化本部長
 2014年 6月 当社常務取締役（現任）
 2015年12月 当社ウエアラブル機器事業部長（現任）
 2016年 4月 当社経営企画本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、経営計画の策定および計画実現に向けた適切なマネジメントサイクルの確立や、グループマネジメントの強化において豊富な業務経験と実績を有し、長期ビジョンEpson 25の策定においても責任者として推進してまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の適切な監督および長期ビジョンEpson 25を全社最適の視点で推進していくことが期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
36,500 株

3

ふくしま よねはる
福島 米春

(1954年1月17日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 2月 当社入社
- 2009年 6月 当社業務執行役員
- 2010年 6月 当社取締役
- 2010年 6月 当社技術開発本部長
- 2015年 4月 当社ロボティクスソリューションズ事業部長（現任）
- 2015年 6月 当社常務取締役（現任）
- 2016年 4月 当社第一技術開発本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要な事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、技術開発の責任者として全社の技術開発を先導するとともに、ロボティクスソリューションズ事業の責任者として事業を成長軌道に乗せるべくリーダーシップを発揮してまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の適切な監督および長期ビジョンEpson 25を全社最適の視点で推進していくことが期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
23,200 株

4

くぼた こういち
久保田 孝一

(1959年4月3日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 エプソン株式会社（現当社）入社
- 2010年 6月 当社業務執行役員
- 2012年 6月 当社取締役
- 2013年 6月 当社プリンター事業部長（現任）
- 2015年 6月 当社常務取締役（現任）
- 2016年 4月 当社経営企画本部副本部長（営業企画、ブランド・コミュニケーション担当）（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要な事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、情報関連機器事業において海外営業を中心とした豊富な業務経験と実績を有し、プリンター事業部長としてビジネスモデルの変革を遂行してまいりました。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の適切な監督および長期ビジョンEpson 25を全社最適の視点で推進していくことが期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
5,800 株

5

かわな
川名 まさゆき

(1964年7月27日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年 4月 セイコーホームズ生活協同組合入社
- 1999年 3月 当社入社
- 2008年10月 当社人事部長
- 2014年 6月 当社取締役（現任）・同人事本部長（現任）
- 2015年 6月 オリエント時計株式会社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要な事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、人事を中心とした豊富な業務経験と実績を有し、2015年6月よりオリエント時計株式会社の代表取締役社長として重要子会社の経営に精力的に取り組んでおります。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の適切な監督および長期ビジョンEpson 25を全社最適の視点で推進していくことが期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数
—

6

せき
瀬木 達明

(1960年12月26日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 エプソン株式会社（現当社）入社
- 2005年11月 当社BS事業管理部長
- 2014年10月 当社財務経理部長
- 2015年10月 当社経営管理本部副本部長（財務経理担当）（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、財務経理および事業管理に関する豊富な業務経験と実績を有し、近年では、全社の利益管理の仕組みの変革を遂行するなど、高い視点で新たな取り組みを意欲的に主導しております。

今後、かかる経験と実績を活かして、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の適切な監督および長期ビジョンEpson 25を全社最適の視点で推進していくことが期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

注. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。



7

お　おみや　ひ　であき
大宮　英明

(1946年7月25日生)

社外取締役

再任

所有する当社の株式数**3,400 株****略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

2007年 4月 三菱重工業株式会社取締役・副社長執行役員

2008年 4月 同社取締役社長

2013年 4月 同社取締役会長（現任）

2014年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

三菱重工業株式会社取締役会長

社外取締役候補者とした理由

同氏は、三菱重工業株式会社の取締役会長であり、経営者・技術者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社社外取締役として、経営の重要な意思決定に対し、客観的かつ大局的な観点から積極的な提言を行うなど、経営を適切に監督いただいております。

引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立性について

同氏は、三菱重工業株式会社の業務執行者がありました。最近3年間において、当社と同社との間には、半導体製造装置の売買等の取引関係がありますが、その取引額は当社と同社の連結売上高の0.1%未満と僅少であり、同社は社外役員の独立性にかかる基準に定める主要な取引先には該当しません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。原案どおり再任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

就任してからの年数

同氏の当社取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間の前記責任限定契約を継続する予定です。



所有する当社の株式数

8

まつなが
松永
まり

(1954年11月13日生)

社外取締役

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年 4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社
 1986年 7月 同社「就職ジャーナル」編集長
 1988年 7月 同社「とらばーゆ」編集長
 1997年 7月 NTT移動通信網株式会社（現株式会社NTTドコモ）ゲートウェイビジネス部企画室長
 2000年 4月 株式会社松永真理事務所取締役社長
 2012年 6月 MS&ADインシュアラ NSグループホールディングス株式会社
 社外取締役（現任）
 2012年 6月 テルモ株式会社社外取締役（現任）
 2014年 6月 ロート製薬株式会社社外取締役（現任）
 重要な兼職の状況
 MS&ADインシュアラ NSグループホールディングス株式会社社外取締役
 テルモ株式会社社外取締役
 ロート製薬株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、新規ビジネスモデルの構築等の実績および複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

独立性について

最近3年間において、当社は同氏に講演を依頼しましたが、その講演料は50万円未満であり、社外役員の独立性にかかる基準に定める多額の金銭には該当しません。

なお、原案どおり選任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

-
- 注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 注2. 同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
 注3. 同氏の戸籍上の氏名は青木眞理であります。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。これにともない、監査等委員でない取締役とは区別して、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、取締役会があらかじめ定めた選考基準に基づき、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会における審議を経て決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性にかかる基準（内容は19頁に記載）」に準拠しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式数
61,300 株

1 はま
瀬戸 典幸 のりゆき
(1954年7月6日生) 再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
2003年 6月 当社取締役
2006年 6月 当社業務執行役員
2010年 6月 当社取締役
2012年 6月 当社常務取締役
2014年 6月 当社代表取締役（現任）・同専務取締役（現任）・同コンプライアンス担当取締役（現任）・同経営管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督機能を適切に果たしております。また、経営管理全般および海外製造・販売会社における豊富な業務経験と実績ならびに財務・会計、コーポレートガバナンスおよびコンプライアンスなどの幅広い領域における高い知見を有しております。

今後は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献することができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。



所有する当社の株式数
3,100 株

2

な ら
奈 良
み ち ひ ろ
道 博

(1946年5月17日生)

社外取締役

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月	弁護士登録
2006年 4月	日本弁護士連合会副会長
2006年 4月	第一東京弁護士会会長
2011年 3月	法務省法制審議会委員
2013年 6月	当社監査役（現任）
2014年 6月	王子ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2015年 6月	蝶理株式会社社外監査役（現任）
2015年 6月	日本特殊塗料株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士	王子ホールディングス株式会社社外取締役
	蝶理株式会社社外監査役
	日本特殊塗料株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての高度な専門的知識を有しております。また、複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識を有していることや、当社社外監査役としてこれまでの実績から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いたくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

独立性について

当社は、弁護士である同氏およびその所属する法律事務所との間に、顧問契約、その他個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、取引関係はありません。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定です。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏は現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任された場合、当社は同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定です。

注3. 社外取締役候補者の過去5年間における他の会社の役員在任中に当該会社で発生した法令・定款違反または不正な業務執行の事実について

同氏が社外取締役を兼任している日本特殊塗料株式会社は、2015年10月、当該会社の元従業員が2015年8月に取引先への振込支払金を不正に取得していたことを公表しました。

同氏は、当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会においてコンプライアンスの視点に立った発言により注意喚起を行っておりました。また、当該事実判明後も、コンプライアンスの徹底および管理体制の強化等の再発防止策について提言を行うなど、適切に職務を遂行しております。



所有する当社の株式数

3

つばき
椿
ちかみ
慎美

(1947年8月6日生)

社外取締役

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1970年 4月 荘原インフィルコ株式会社（現株式会社莊原製作所）入社
1975年 5月 監査法人朝日会計社（現有限責任あづさ監査法人）入社
1979年 3月 公認会計士登録
1999年 7月 朝日監査法人（現有限責任あづさ監査法人）代表社員
2004年 7月 日本公認会計士協会常務理事
2013年 6月 NKSJホールディングス株式会社（現損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社）社外監査役（現任）
2014年 6月 平和不動産株式会社社外監査役（現任）
重要な兼職の状況
公認会計士
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外監査役
平和不動産株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、公認会計士としての高度な専門的知見を有しております。また、複数の企業における社外役員としての豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といったしました。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

独立性について

当社は、公認会計士である同氏との間に、顧問契約、その他個別契約に基づく業務の委任を行ったことがなく、取引関係はありません。

なお、原案どおり選任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

-
- 注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 注2. 同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。



所有する当社の株式数

4

しらい　よしお
白井 芳夫

(1948年5月1日生)

社外取締役

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年 6月 トヨタ自動車株式会社取締役
 2003年 6月 同社常務役員
 2005年 6月 同社専務取締役
 2007年 6月 日野自動車株式会社取締役副社長
 2008年 6月 同社取締役社長
 2013年 6月 同社相談役（現任）
 2013年 6月 豊田通商株式会社取締役副会長
 2015年 6月 同社顧問（現任）

重要な兼職の状況

日野自動車株式会社相談役
 豊田通商株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由

同氏は、トヨタ自動車株式会社、日野自動車株式会社および豊田通商株式会社の取締役を歴任し、経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

独立性について

同氏は、最近5年間において、日野自動車株式会社および豊田通商株式会社の業務執行者でありました。最近3年間において、当社と日野自動車株式会社および豊田通商株式会社との間に取引関係はなく、両社は社外役員の独立性にかかる基準に定める主要な取引先には該当しません。

なお、原案どおり選任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

注1. 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

注2. 同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。

社外役員の独立性にかかる基準

当社は、以下に掲げる事項に該当する者を社外役員候補者として選定しない。

- (1) 当社を主要な取引先とする者（注1）または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者（注2）だった者
- (2) 当社の主要な取引先である者（注3）または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者だった者
- (3) 最近3年間において、当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間において当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
- (4) 当社の大株主（注5）または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者もしくは監査役だった者
- (5) 当社が現在大株主となっている会社等の業務執行者または監査役である者
- (6) 最近10年間において、当社の法定監査を行う監査法人に所属していた者
- (7) 最近10年間において、当社の主幹事証券会社に所属していた者
- (8) 当社から多額の寄付（注6）を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者）
- (9) 当社との間で、社外役員の相互就任（注7）の関係が生じる会社の出身者
- (10) 上記（1）～（9）に該当する者の配偶者または2親等以内の親族

（注）

- 1：「当社を主要な取引先とする者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた者（主に仕入先）をいう
- 2：「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
- 3：「当社の主要な取引先である者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払を当社に行った者（主に販売先）をいう
- 4：「多額の金銭」とは、その価額の総額が過去3年間の平均で個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう
- 5：「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう
- 6：「多額の寄付」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう
- 7：「社外役員の相互就任」とは、当社の出身者が現任の社外役員を務めている会社から社外役員を迎えることをいう

以上

第5号議案

監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2001年6月26日開催の定時株主総会において、月額7,000万円以内とご承認いただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めに代えて、監査等委員でない取締役の報酬額を、その職務と責任その他諸般の事情を考慮し、月額6,200万円以内（うち社外取締役分は月額1,000万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員でない取締役は8名（うち社外取締役2名）となる予定です。

本議案の内容につきましては、社外取締役を主要な構成員とする取締役報酬審議会における審議を経て決定しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任その他諸般の事情を考慮し、月額2,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役は4名となる予定です。

本議案の内容につきましては、社外取締役を主要な構成員とする取締役報酬審議会における審議を経て決定しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

取締役賞与支給の件

取締役賞与につきましては、当期末時点の取締役10名のうち、社外取締役を除く8名に対し、月額報酬額に当期の業績を勘案した支給月数を乗じて算出した総額94,902,500円を支給いたしたいと存じます。

なお、支給対象者および総額は、社外取締役を主要な構成員とする取締役報酬審議会における審議を経て決定しております。

各取締役に対する支給金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

第8号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

現在、当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」および「賞与」から構成されております。今般、新たに取締役および当社と委任契約を締結している執行役員（ただし、社外取締役および監査等委員である取締役などの業務執行から独立した立場にある者ならびに海外居住者は除く。以下、「本制度対象役員」という。）に対する業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入のご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、本制度は、執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、執行役員も対象としていることから、本議案では、本制度に基づく報酬の全体につき、その額および内容を提案するものであります。

本制度の導入は、本制度対象役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との利益共有意識を強化するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのコミットメントを示すことを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、第5号議案にてご提案しております監査等委員でない取締役の報酬限度額（月額6,200万円以内。）および第7号議案にてご提案しております取締役に対する賞与とは別枠で、新たな業績連動型の株式報酬を、本制度対象役員に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本総会終結時点における本制度対象役員の員数は、第3号議案が原案どおり可決されると、取締役については6名となります。また、取締役を兼務しない執行役員については14名となります。

本議案の内容につきましては、社外取締役を主要な構成員とする取締役報酬審議会における審議を経て決定しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬の額・内容等

(1) 本制度の概要

当社が拠出する本制度対象役員の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位および業績達成度などに応じて本制度対象役員に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）が交付および給付（以下、「交付等」という。）される株式報酬制度です。（詳細は（2）以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

当社の取締役および執行役員（社外取締役および監査等委員である取締役などの業務執行から独立した立場にある者ならびに海外居住者は除く。）

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）

- 3事業年度を対象として、合計5億円

本制度対象役員が取得する当社株式数等の上限および本信託による当社株式の取得方法（下記（3）のとおり。）

- 本制度対象役員が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は100,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）。
- 本信託は3事業年度を対象に、300,000株を上限として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得する予定。（当該上限株数の、発行済株式の総数（2016年3月31日時点）に対する割合は約0.08%）

③本制度対象役員に対する株式交付時期（下記（4）のとおり。）

- 原則として基本ポイントの付与日から3年経過後に交付

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（当初は2017年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下、「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。当社は、対象期間ごとに合計5億円を上限とする金員を、本制度対象役員への報酬として拠出し、受益者要件を満たす本制度対象役員を受益者とする信託期間3年間の信託（以下、「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、対象期間ごとに300,000株を上限（株式分割・株式併合等が生じた場合には、比率に合わせて当該上限株数が変動する。）に当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、本制度対象役員に対するポイント数の付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、5億円の範囲内とします。

(3) 本制度対象役員が取得する当社株式数などの算定方法および上限

本制度は、信託期間中の毎年7月（2016年に限っては10月）に役位などに応じた基本ポイントが付与され、当社の中長期的な業績目標の達成度等に応じた業績係数を当該基本ポイントに乗じることでポイント数が変動する仕組みです。なお、1ポイントは当社株式1株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。また、本制度対象役員には、原則として基本ポイントの付与日から3年経過後に業績係数を乗じた後のポイント数に相当する当社株式等の交付等が行われます。

なお、本制度対象役員が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限（本制度対象役員が付与を受けることができる基本ポイントの1年当たりの総数に業績係数の最大値を乗じた値）は、100,000ポイントとします。

(4) 本制度対象役員に対する株式交付時期

本制度対象役員に対する当社株式等の交付等は、原則として基本ポイントの付与日から3年経過後において、本制度対象役員が所定の受益者確定手続を行うことにより、業績係数を乗じた後のポイント数に相当する当社株式数の50%（単元未満株数は切捨）について本信託から交付され、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付されるものとします。

なお、信託期間中に本制度対象役員が退任する場合、当該本制度対象役員は、原則としてその時点で保有するポイント数の累積値に応じた当社株式等の交付等を受けることができます。また、信託期間中に本制度対象役員が死亡した場合には、原則としてその時点で本制度対象役員が保有していたポイント数の累計値に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該本制度対象役員の相続人が受けるものとします。

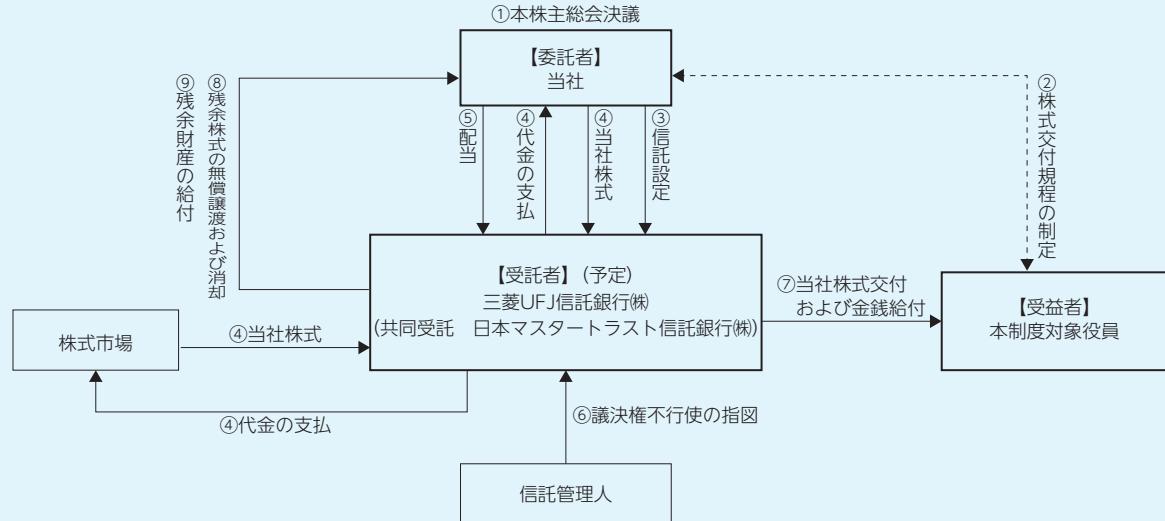
(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考) 本制度の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は信託契約に基づき、受託者に対し、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する本制度対象役員を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用などに充当されます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、本制度対象役員は、②で制定した株式交付規程に従い、毎年、役位などに応じた一定のポイント数の付与を受け、当該ポイントが当社の中長期的な業績目標の達成度等に応じて変動します。また、本制度対象役員は、原則として基本ポイントの付与から3年経過後に、かかるポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイントに相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成などにより、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 委託者は、株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、自社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

以上

1. エプソングループの現況に関する事項

1.1 事業の経過および成果

(1) 全般的概況

当連結会計年度における経済環境を顧みますと、中国をはじめとした新興国経済の減速と、資源価格の大幅下落などから世界経済の回復の勢いは鈍化しました。地域別に見ますと、米国では雇用拡大と労働需給の改善による賃金の伸びが消費を支え、緩やかな景気拡大が続き、12月には7年間続いたゼロ金利を解除するまでになりましたが、利上げに対しては慎重な姿勢が見られました。南米は資源価格と通貨の下落により景気が減速基調で推移しました。欧州においては、景気は緩やかに回復しているものの、難民問題、ロシア経済の不振など不透明感が拭えない状況となっています。アジアにおいては、中国経済が緩やかに減速している一方、その他のアジア諸国においては内需を中心として持ち直しの動きが見られました。日本は、金融・財政の政策効果などもあり雇用・所得環境の改善傾向が続いたものの、新興国経済減速による先行き不透明感や年明け以降の急激な円高による輸出企業の収益圧迫などがあり、景気はおおむね横ばいで推移しました。

このような状況の中、当社および当社の関係会社(以下「エプソン」という。)の主要市場につきましては、以下のとおりとなりました。

インクジェットプリンターの需要は、北米・欧州が前期並みに推移しました。大判インクジェットプリンターの需要は、北米・日本が堅調に推移ましたが、南米では景気減速の影響により低調でした。シリアルインパクトドットマトリクスプリンター(SIDM)の需要は、中国の徴税市場における買替需要は堅調に推移ましたが、米州・欧州での縮小が継続しました。POSシステム関連製品の需要は、北米・欧州・日本が安定的に推移しました。

プロジェクターの需要は、欧州の教育関係需要が低迷したこと、さらには南米での景気減速影響、中国の景気後退懸念などから低調でした。

売上収益	1兆924億円	前期比 0.6%
事業利益	849億円	前期比 16.1%
営業利益	940億円	前期比 28.4%
当期利益	460億円	前期比 59.2%

注：事業利益については32ページをご参照ください。

電子デバイス製品の主要なアプリケーションの市場では、携帯電話の需要は従来型の減速が続いた一方、スマートフォンの需要は堅調に推移しました。デジタルカメラ市場の需要は低調でした。

精密機器製品に関連する市場では、ウォッチの需要は、欧州ではおおむね堅調に推移ましたが、日本は下期にかけてインバウンド需要が軟調となり、また中国も消費の低迷により低調でした。また、産業用ロボットの需要は、自動化要求の高まりを受け電子・電気機械産業向けを中心に増加しました。

なお、当連結会計年度の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ120.14円および132.58円と前年度に比べ、米ドルでは9%の円安、ユーロでは4%の円高で推移しました。なお、南米などの一部の新興国通貨は円高で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上収益は10,924億円(前期比0.6%増)、事業利益は849億円(同16.1%減)、営業利益は940億円(同28.4%減)、税引前利益は915億円(同30.9%減)、当期利益は460億円(同59.2%減)となりました。なお、前年度の営業利益には、確定給付企業年金制度改定にともなう過去勤務費用減少の影響300億円の増益要因が含まれております。また、前年度には繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上による税金費用の減少効果が含まれている一方で、当年度は繰越欠損金に対する繰延税金資産の取り崩しにより税金費用が増加しており、当期利益の減益要因となっております。

(2) セグメント区別の概況

プリンティングソリューションズ事業セグメント

売上収益

7,363億円 (前期比 0.8%増)

セグメント利益

1,047億円 (前期比 6.0%減)

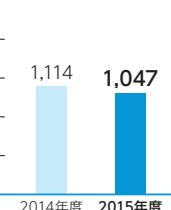
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益



※2015年度よりセグメント区分を変更しているため、2014年度の金額は2015年度のセグメント情報の測定方法で再計算して表示しております。

主要な事業内容

当セグメントは、独創のマイクロピエゾ技術などの強みを活かし、各商品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○プリンター事業

インクジェットプリンター、シリアルインパクトドットマトリクスプリンター(SIDM)、ページプリンター、カラーイメージスキャナーおよびこれらの消耗品など

○プロフェッショナルプリンティング事業

商業用インクジェットプリンター、産業用インクジェット印刷機、POSシステム関連製品、ラベルプリンターおよびこれらの消耗品など

○その他

PCなど

プリンター事業の売上収益は為替影響もあり増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

インクジェットプリンターは、インクカートリッジモデルが数量減少となったものの、大容量インクタンクモデルが商品ラインアップ強化と販売地域の拡大により、アジアを中心に引き続き大幅な売上の拡大を果たし、全体でも売上は増加しました。また消耗品も、プリンター本体の市場稼働台数の構成改善効果により売上増となりました。

ページプリンターは、高付加価値製品中心へ販売を絞り込んだことにより、本体販売の減少に加えて消耗品販売も落ち込んだ結果、売上は減少しました。

SIDMは、中国徴税需要が安定的に推移したことにより、通帳プリンターが欧州と中国を中心に置き換え需要とシステムアップグレード需要により売上が増加しましたが、欧州・米州の市場縮小傾向による数量減少、その他アジア諸国での需要減により、全体では売上は減少となりました。

プロフェッショナルプリンティング事業の売上収益は為替影響もあり増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

大判インクジェットプリンターは、南米の通貨下落と景気減速、中国経済の伸長鈍化の影響に加え、大判写真・色校正(ブルーフ)印刷市場向け製品の競合他社の価格攻勢が激化したことで売上が減少しましたが、インクジェット捺染市場はアパレルから小物グッズ、インテリア系まで応用領域が拡大し売上が増加しました。

POSシステム関連製品は、米州・欧州での小型レシートプリンターの需要増を背景に売上が増加し、またオンデマンドでインハウス印刷を実現するラベルプリンターはカラーラベル用途のニーズが伸長し売上増となりました。

プリンティングソリューションズ事業セグメントのセグメント利益につきましては、インクカートリッジモデルの日本と北米市場における価格競争、ドル高による海外生産品の製造コスト増、中期的な成長のための投資と費用の戦略的な投下などにより減益となりました。

以上の結果、プリンティングソリューションズ事業セグメントの売上収益は7,363億円(前期比0.8%増)、セグメント利益は1,047億円(同6.0%減)となりました。

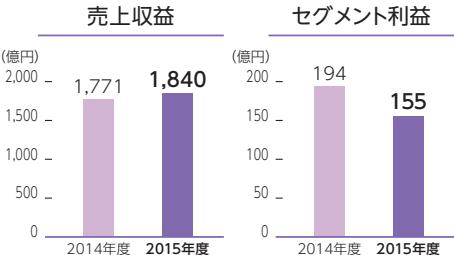
ビジュアルコミュニケーション事業セグメント 売上収益構成比

売上収益

1,840億円 (前期比 3.9%増)

セグメント利益

155億円 (前期比 19.7%減)



※2015年度よりセグメント区分を変更しているため、2014年度の金額は2015年度のセグメント情報の測定方法で再計算して表示しております。

主要な事業内容

当セグメントは、独創のマイクロディスプレイ技術やプロジェクション技術などの強みを活かし、各商品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ビジュアルコミュニケーション事業

液晶プロジェクター、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネル、スマートアイウエアなど

ビジュアルコミュニケーション事業の売上収益は為替影響もあり増加となりました。液晶プロジェクターは、欧州の教育案件の減少、南米の通貨下落と景気減速、中国経済の伸長鈍化の影響があったものの、アジアでのエントリー系新製品が好調だったことに加え、北米・日本においても販売を伸ばし売上増となりました。

ビジュアルコミュニケーション事業セグメントのセグメント利益につきましては、教育案件の減少にともなう高付加価値製品の販売減、ドル高による海外生産品の製造コスト増、中期的な成長のための投資と費用の戦略的な投下などにより減益となりました。

以上の結果、ビジュアルコミュニケーション事業セグメントの売上収益は1,840億円 (前期比3.9%増)、セグメント利益は155億円 (同19.7%減) となりました。

ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメント

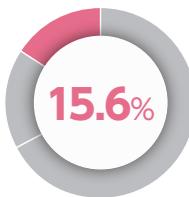
売上収益

1,704億円 (前期比 **1.8%減**)

セグメント利益

98億円 (前期比 **5.0%減**)

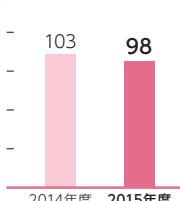
売上収益構成比



売上収益



セグメント利益



※2015年度よりセグメント区分を変更しているため、2014年度の金額は2015年度のセグメント情報の測定方法で再計算して表示しております。

主要な事業内容

当セグメントは、創業から培ってきた超微細・超精密加工技術、高密度実装技術、低消費電力技術や高精度のセンシング技術、高度な精密メカトロニクス技術などの強みを活かし、各商品の開発、製造、販売およびこれらに付帯するサービスの提供を行っております。

○ウエアラブル機器事業

- 時計（ウォッチ、ウォッチムーブメントなど）
- センシングシステム機器

○ロボティクスソリューションズ事業

- 産業用ロボット、ICハンドラーなど

○マイクロデバイス事業他

- 水晶デバイス（水晶振動子、水晶発振器、水晶センサーなど）
- 半導体（CMOS LSIなど）
- 金属粉末 ● 表面処理加工

ウエアラブル機器事業の売上収益は、ウォッチおよびウォッチムーブメントの販売数量は減少となりましたが、ウォッチの高価格品の販売増加による平均販売単価の上昇効果や為替影響により売上増となりました。

ロボティクスソリューションズ事業の売上収益は、産業用ロボットは前期のような大型受注はなかったものの、中国・日本・欧州向けの受注増により売上増となりました。ICハンドラーはスマートフォン向け半導体の成長鈍化と代理店在庫調整の影響で売上減となりました。

マイクロデバイス事業の売上収益は、為替影響があったものの減少となりました。水晶デバイスは、車載用の販売が増加したものの、携帯電話などのパーソナル

機器向けの数量減と価格下落の進行により売上減となりました。半導体は、市況の悪化などにより売上減となりました。

表面処理加工事業は新規顧客開拓の進展により、また金属粉末事業はモバイル機器向け高機能材料粉末が好調で、売上増となりました。

ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメントのセグメント利益につきましては、マイクロデバイス事業での半導体の売上減およびウエアラブル機器事業での製造コスト増などにより減益となりました。

以上の結果、ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメントの売上収益は1,704億円（前期比1.8%減）、セグメント利益は98億円（同5.0%減）となりました。

その他（グループ向けサービス業など）

当連結会計年度における、その他の売上収益は14億円（前期比1.1%増）、セグメント損失は5億円（前期は3億円のセグメント損失）となりました。

ご参考|主要商品のご紹介

エプソンが長年培ってきた「省・小・精の技術」は、常に進化し続け、新たな価値を生み出しています。このページでは、その技術から生み出された代表的な商品をご紹介します。

□ プリンティングソリューションズ事業セグメント

- 独創の「マイクロピエゾ技術」を磨き上げ、より高生産性領域へ飛躍します。また、高い環境性能と、循環型の印刷環境をお客様へ提供します。



カラリオ・プリンター
[EP-10VA]



ハガキプリンター
[PF-81]



大容量インクタンクシステム搭載
インクジェットプリンター
[EW-M660FT]



レシートプリンター
[TM-m30]



インクジェットラベルプリンター
ColorWorks 「TM-C7500」



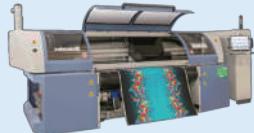
ビジネスインクジェットプリンター "エプソンのスマートチャージ" サービス用プリンター
[PX-M860F]



大判インクジェットプリンター
SureColor [SC-P9050]



インクジェットデジタルラベル印刷機
SurePress [L-4033A]



インクジェットデジタル捺染印刷機
MonnaLisa (モナリザ)

□ ビジュアルコミュニケーション事業セグメント

- 独創のマイクロディスプレイ技術とプロジェクション技術を極め、ビジネスと生活のあらゆる場面で感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーション環境を創造し続けます。



高光束プロジェクター
[EB-Z10005U]



ビジネスプロジェクター
[EB-U32]



レーザー光源ホームプロジェクター
[EH-LS10000]



インタラクティブプロジェクター
[EB-1430WT]



業務用スマートヘッドセット
MOVERIO Pro [BT-2000]

□ ウエアラブル・産業プロダクツ事業セグメント

- ウォッチのDNAを基盤に、正確な時間とセンシングに磨きをかけ、個性あふれる製品群を創り出し、さまざまなお客様に着ける・使う喜びを提供します。

- 「省・小・精の技術」に加え、センシングとスマートを融合させたコア技術を製造領域で磨き上げ、それらの技術を広げて、あらゆる領域でロボットが人々を支える未来を実現します。

- エプソン独自のデバイス技術をコアに、水晶の「精」を極めたタイミングソリューション・センシングソリューションと、半導体の「省」を極めた省電力ソリューションにより、通信、電力、交通、製造がスマート化する社会をけん引するとともに、エプソン完成品の価値創造に貢献します。



GPSソーラーウォッチ
セイコーラストロン
[SBXB041]



GPS Sports Monitor
WristableGPS for Trek
[MZ-500B]



6軸ロボット
「C8シリーズ」



スカラロボット
「LS20-804S」



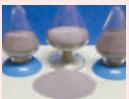
慣性計測ユニット
「M-V340」



原子発振器
「AO6860LAN」



32ビット
フラッシュマイコン
「S1C31W74」



微細合金粉末

1.2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、重点戦略分野へ経営資源を集中し、将来の事業の育成と今後の成長の実現に向けて、新製品対応のほか、合理化・維持更新などを中心に設備投資を実施いたしました。また、キャッシュ・フロー改善のために、投資の厳選と既存設備の効率活用を徹底して行いました。この結果、当連結会計年度における設備投資総額（有形固定資産、ソフトウェアおよび借地権）は694億23百万円となりました。

プリンティングソリューションズ事業およびビジュアルコミュニケーション事業において、インクジェットプリンターとプロジェクターの生産拡大に対応するための生産設備投資を行いました。

区分	設備投資額（百万円）	前期比
プリンティングソリューションズ事業	36,623	65.0%増
ビジュアルコミュニケーション事業	10,764	56.5%増
ウエアラブル・産業プロダクト事業	10,293	23.1%増
その他・全社	11,743	46.8%増
合計	69,423	52.8%増

1.3 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達については、特記すべき事項はありません。

1.4 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社連結子会社のEpson Italia s.p.a.は、2015年5月に、捺染ビジネスの強化を目的として、捺染用インクの販売およびコンサルティング業務を行っている当社関連会社のFor.Tex S.r.l.の全株式を取得し、完全子会社としました。

1.5 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

1.6 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

1.7 吸収合併または吸収分割による権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

1.8 対処すべき課題

エプソンは、2016年度から2025年度の10年間において目指す姿を示した長期ビジョン「Epson 25」およびこの実現に向けた2016年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」を2016年3月に制定しました。

今後、以下の諸施策を着実に進めることにより、持続的成長および中長期的な企業価値の向上の実現に取り組んでまいります。

（1）長期ビジョン「Epson 25」

エプソンは、事業環境の変化やメガトレンドなどを踏まえ、長期ビジョン「Epson 25」（以下「Epson 25」という。）のビジョンステートメントとして、「省・小・精の価値」で、人やモノと情報がつながる新しい時代を創造する」と定めました。

このうち、「省・小・精の価値」とは、独自の強みである「省・小・精の技術」に基づいて生み出し、エプソンがお客様にご提供する価値であり、「スマート」「環境」「パフォーマンス」に分けられます。

- ◆ 「スマート」は、「省・小・精の技術」で先鋭化した製品を核に、ソフトウェア技術を極め、いつでもどこでも簡単・便利で安心して製品を使える世界を創ります。
- ◆ 「環境」は、革新的な「省・小・精の技術」で、製品・サービスのライフサイクルにわたる環境負荷低減をお客様価値として提供し、持続的な発展をもたらします。
- ◆ 「パフォーマンス」は、「省・小・精の技術」を極めて、高いパフォーマンスの生産性、正確さ、創造性をお客様に提供することで、より高い、新たな価値を創造します。

「人やモノと情報がつながる」とは、今後、情報通信技術の進展により、あらゆる情報がインターネット上でつながるようになることで、サイバー空間はとど

注：事業利益とは、国際会計基準（IFRS）の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

まるうことなく増大していくなか、エプソンは、リアル世界で実体のある究極のものづくり企業として、「省・小・精の技術」で先鋭化した製品を求心力に、このサイバー空間にいるIT企業と協業し、人やモノと情報をつないで、お客様に「省・小・精の価値」をより高めてご提供するものです。

「新しい時代を創造する」とは、エプソンは、人々を単純作業や時間とエネルギーの浪費から解放し、お客様がクリエイティブな知の生産性を高め、健康で安心な生活を楽しんだりすることのできる、持続可能で豊かな社会を創りしていくものです。

今後、このビジョンに基づき、以下の「インクジェットインノベーション」「ビジュアルインノベーション」「ウェアラブルインノベーション」「ロボティクスインノベーション」という4つのイノベーション領域において、「スマート」「環境」「パフォーマンス」という価値をお客様に提供し、各事業領域のビジョンを実現することを通じて4つのイノベーションを起こしていきます。また、各事業を横串にする「人財」「技術」「生産」「販売」「環境」の事業基盤を情報技術の活用を含め一層強化し、Epson 25の実現を支えます。

これにより、Epson 25における2025年度の業績目標（為替レート前提：1米ドル 115円・1ユーロ125円）として、売上収益：1兆7,000億円、事業利益：2,000億円、ROS（事業利益／売上収益）：12%、ROE（当期利益／親会社所有者帰属持分）：15%を目指してまいります。

<各事業領域のビジョン>

プリントイング領域

[インクジェットイノベーション]

独創の「マイクロピエゾ技術」を磨き上げ、より高生産性領域へ飛躍します。また、高い環境性能と、循環型の印刷環境をお客様へ提供します。

ビジュアルコミュニケーション領域

[ビジュアルイノベーション]

独創のマイクロディスプレイ技術とプロジェクション技術を極め、ビジネスと生活のあらゆる場面で感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーション環境を創造し続けます。

ウエアラブル領域

[ウエアラブルイノベーション]

ウォッチのDNAを基盤に、正確な時間とセンシングに磨きをかけ、個性あふれる製品群を創り出し、さまざまなお客様に着ける・使う喜びを提供します。

ロボティクス領域

[ロボティクスイノベーション]

「省・小・精の技術」に加え、センシングとスマートを融合させたコア技術を製造領域で磨き上げ、それらの技術を広げて、あらゆる領域でロボットが人々を支える未来を実現します。

マイクロデバイス領域

[4つのイノベーションを支える]

エプソン独自のデバイス技術をコアに、水晶の「精」を極めたタイミングソリューション・センシングソリューションと、半導体の「省」を極めた省電力ソリューションにより、通信、電力、交通、製造がスマート化する社会をけん引するとともに、エプソン完成品の価値創造に貢献します。

(2) 「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」

Epson 25の実現に向けた第1段階である「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」（以下「第1期中期計画」という。）では、これまで実行してきた戦略をベースに、「転換と開拓」の成果を継続させることと同時に、製品開発の仕込みや必要な投資を積極的に行い、強固な基盤を整備していきます。

このための基本方針として、前中期計画において「転換と開拓」を実現した事業領域は、その優位性をさらに強化し成長を継続するとともに、「転換と開拓」が遅れている事業領域は、すみやかに課題に対応し成長軌道を確立します。また、Epson 25において目指す「スマート、環境、パフォーマンス」のお客様価値を、製品やサービスの形に創り上げ、成長を確実なものとします。加えて、Epson 25を実現するために、短期的な利益成長を勘案しつつも、必要な経営資源はタイムリーかつ着実に投下するとともに、新しいビジネスモデルを早期に確立し、お客様にお届けする仕組みの充実を図ります。そして、以下の各事業の取り組みや事業基盤強化などにより、将来の成長に向けた事業基盤を創り上げていきます。

これにより、第1期中期計画の最終年度である2018年度の業績目標（為替レート前提：1米ドル115円・1ユーロ125円）として、売上収益：1兆2,000億円、事業利益：960億円、ROS：8%、ROE：継続的に10%以上を目指してまいります。

<各事業の取り組み>

プリンター事業では、製品の魅力度向上でホーム市場での競争優位を確立するとともに、ラインヘッド搭載機種でオフィス市場開拓を軌道に乗せることを目指します。

プロフェッショナルプリントイング事業では、ハードウェアで競争優位を確立するとともに、サービスなどの組織基盤を整備し、新規領域での確かな成長を実現します。

ビジュアルコミュニケーション事業では、プロジェクトマーケットでのプレゼンスをさらに強化するとともに、レーザー光源により新市場での飛躍の道筋をつけることに取り組みます。

ウエアラブル機器事業では、ウォッチの事業基盤を磨き上げ、センシング技術を融合し個性豊かな製品群を創出し続け、主柱事業としての礎を築きます。

ロボティクスソリューションズ事業では、エプソンが保有する技術基盤をベースに、成長に向けた骨格となる事業基盤を創り上げます。

マイクロデバイス事業では、水晶は競争力の強化により、安定的な事業基盤を創るとともに、半導体は新たなコア技術・コアデバイスを創出します。

<事業基盤強化>

技術では、「省・小・精の技術」を磨き、アクチュエーター・光制御・センサー技術を極め、情報通信技術を取り込むことで、新たなお客様価値を創出し続けます。

生産では、他社が簡単に真似できない製品を、高い競争力のあるコストと品質で、タイムリーに提供し続けます。

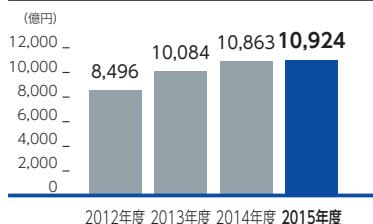
販売では、オフィス・産業領域を強化してエリアに最適な販売体制を整備し、マーケットインの考え方で企画品質を向上させ、ブランドイメージを変革します。

環境では、製品・サービスのライフサイクル、サプライチェーン全般にわたる環境負荷低減への取り組みを拡大します。

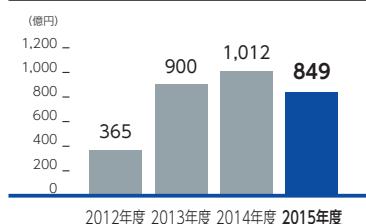
1.9 財産および損益の状況

区分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
売上収益 (百万円)	849,631	1,008,407	1,086,341	1,092,481
事業利益 (百万円)	36,597	90,087	101,275	84,951
営業利益 (百万円)	29,268	79,549	131,380	94,026
親会社の所有者に帰属する 当期利益（△損失） (百万円)	△8,907	84,203	112,560	45,772
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	245,905	362,371	494,325	467,818
資産合計 (百万円)	822,365	908,890	1,006,282	941,340
親会社所有者帰属持分比率	29.9%	39.9%	49.1%	49.7%

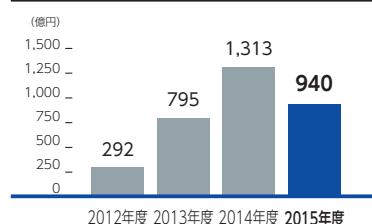
売上収益



事業利益



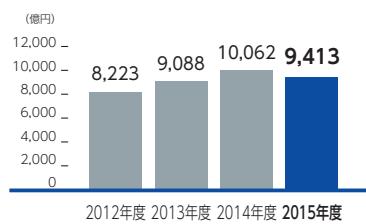
営業利益



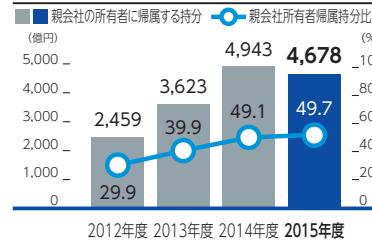
親会社の所有者に帰属する当期利益（△損失）



資産合計



親会社の所有者に帰属する持分 / 親会社所有者帰属持分比率



注 1. 2014年度から、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。なお、2012年度および2013年度については、比較情報としてIFRSに準拠した諸数値を参考に記載しております。

注 2. 事業利益とは、IFRSの適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

1.10 重要な親会社および子会社の状況（2016年3月31日現在）

（1）親会社との関係

該当事項はありません。

（2）重要な子会社の状況

	会社名	所在地	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
日本	エプソン販売株式会社	東京都	百万円 4,000	100.0	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウエアラブル・産業プロダクツ
	東北エプソン株式会社	山形県	百万円 100	100.0	プリンティングソリューションズ ウエアラブル・産業プロダクツ
	エプソンダイレクト株式会社	長野県	百万円 150	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	秋田エプソン株式会社	秋田県	百万円 80	100.0	プリンティングソリューションズ ウエアラブル・産業プロダクツ
	エプソンアトミックス株式会社	青森県	百万円 450	100.0	ウエアラブル・産業プロダクツ
	オリエント時計株式会社	東京都	百万円 100	100.0	ウエアラブル・産業プロダクツ
	宮崎エプソン株式会社	宮崎県	百万円 100	100.0	ウエアラブル・産業プロダクツ
北米	U.S. Epson, Inc.	アメリカ	千米ドル 126,941	100.0	持株会社
	Epson America, Inc.	アメリカ	千米ドル 40,000	100.0 (100.0)	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウエアラブル・産業プロダクツ
	Epson Electronics America, Inc.	アメリカ	千米ドル 10,000	100.0 (100.0)	ウエアラブル・産業プロダクツ
	Epson El Paso, Inc.	アメリカ	千米ドル 51,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
	Epson Portland Inc.	アメリカ	千米ドル 31,150	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ
欧州	Epson Europe B.V.	オランダ	千ユーロ 95,000	100.0	地域統括会社 プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Deutschland GmbH	ドイツ	千ユーロ 5,200	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション ウエアラブル・産業プロダクツ
	Epson France S.A.	フランス	千ユーロ 4,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Italia s.p.a.	イタリア	千ユーロ 3,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson (U.K.) Ltd.	イギリス	千英ポンド 1,600	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ ビジュアルコミュニケーション
	Epson Telford Ltd.	イギリス	千英ポンド 8,000	100.0 (100.0)	プリンティングソリューションズ

会社名		所在地	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
欧州	Epson Iberica, S.A.	スペイン	千ユーロ 1,900	100.0 (100.0)	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ
	Epson Europe Electronics GmbH	ドイツ	千ユーロ 2,000	100.0 (100.0)	ウェアラブル・産業プロダクツ
	For.Tex S.r.l.	イタリア	千ユーロ 80	100.0 (100.0)	プリントイングソリューションズ
アジア・オセania	P.T. Indonesia Epson Industry	インドネシア	千米ドル 23,000	100.0	プリントイングソリューションズ
	Epson Engineering (Shenzhen) Ltd.	中国	千米ドル 56,641	100.0 (100.0)	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Precision (Philippines), Inc.	フィリピン	千米ドル 157,533	100.0	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ
	Epson (China) Co., Ltd.	中国	百万人民元 1,211	100.0	地域統括会社 プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ ウェアラブル・産業プロダクツ
	Singapore Epson Industrial Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 71,700	100.0	ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 200	100.0	地域統括会社 プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Hong Kong Ltd.	中国	千香港ドル 2,000	100.0	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.	台湾	千台湾ドル 25,000	100.0	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Precision Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 16,000	100.0	ウェアラブル・産業プロダクツ
	Epson Precision (Shenzhen) Ltd.	中国	千米ドル 25,000	100.0 (100.0)	ウェアラブル・産業プロダクツ
アジア・オセania	Epson Precision (Hong Kong) Ltd.	中国	千米ドル 81,602	100.0	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ
	Epson India Pvt. Ltd.	インド	千インドルピー 108,628	100.0 (100.0)	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ
	Epson Australia Pty. Ltd.	オーストラリア	千豪ドル 1,000	100.0	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ
	Tianjin Epson Co., Ltd.	中国	千人民元 172,083	80.0 (80.0)	プリントイングソリューションズ
	P.T. Epson Indonesia	インドネシア	千インドネシアルピア 918	100.0 (100.0)	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ
	Epson (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千タイバーツ 103,000	100.0 (100.0)	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ
	Epson Korea Co., Ltd.	韓国	百万韓国ウォン 1,466	100.0	プリントイングソリューションズ ビジュアルコミュニケーションズ
	Epson Precision (Johor) Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 22,800	100.0 (100.0)	ウェアラブル・産業プロダクツ
	P.T. Epson Batam	インドネシア	千米ドル 7,000	100.0 (100.0)	プリントイングソリューションズ
	Orient Watch (Shenzhen) Ltd.	中国	千人民元 37,748	100.0 (100.0)	ウェアラブル・産業プロダクツ

注1. 出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内書しております。

注2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

1.11 主要な営業所および工場（2016年3月31日現在）

エプソンでは、事業部制の連結マネジメントのもと、開発活動については先行研究開発や商品開発を主に当社（本社研究開発部門および事業部研究開発部門）で行い、生産活動および販売活動については、国内外の製造・販売関係会社を中心に展開しております。

<当社>

本店	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
本社	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
事業所	広丘事業所（長野県塩尻市）、豊科事業所（長野県安曇野市）、 富士見事業所（長野県諏訪郡富士見町）、諏訪南事業所（長野県諏訪郡富士見町）、 塩尻事業所（長野県塩尻市）、松本南事業所（長野県松本市）、村井事業所（長野県松本市）、 伊那事業所（長野県上伊那郡箕輪町）、松本事業所（長野県松本市）、 神林事業所（長野県松本市）、日野事業所（東京都日野市）、酒田事業所（山形県酒田市）、 千歳事業所（北海道千歳市）

注：当社は、2016年2月29日付で本店所在地を「東京都新宿区西新宿二丁目4番1号」から「東京都新宿区新宿四丁目1番6号」へ変更しております。

<子会社>

詳細は、「1.10 重要な親会社および子会社の状況」をご参照ください。

1.12 従業員の状況（2016年3月31日現在）

区分	従業員数（名）	前期比（名）
プリンティングソリューションズ事業	41,051	—
ビジュアルコミュニケーション事業	10,041	—
ウエアラブル・産業プロダクト事業	13,312	—
その他	340	—
全社（共通）	2,861	—
合計	67,605	△2,273

注1. 従業員数は、就業人員数です。

注2. 当事業年度より事業区分を変更したため、区分別の前期比は記載しておりません。

注3. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものです。

1.13 主要な借入先（2016年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	49,680
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,379
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,225
株式会社八十二銀行	5,000

注：借入額には、各行の海外現地法人などからの借入を一部含んでおります。

1.14 現況に関するその他の重要な事実

(1) 保有不動産の売却について

当社は、2015年12月に、経営資源の効率化および財務体質のさらなる強化を目的として、当社が保有していた土地（神奈川県高座郡寒川町）を売却しました。

(2) 液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について

エプソンは、2009年に米国で刑事手続きが終了した液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑について、米国の取引先などから民事訴訟を提起されております。また、一部の競争法関係当局による調査を受けております。

(3) ドイツにおける著作権料に関する訴訟について

当社の連結子会社であるEpson Deutschland GmbH（以下「EDG」という。）は、2004年1月にドイツにおける著作権料徴収団体Verwertungsgesellschaft Wortより、シングルファンクションプリンターの著作権料の支払いを求める民事訴訟を提起されました。EDGは訴訟手続きを進める一方、ドイツIT関連業界団体BITKOM (Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und neue Medien e.V.)を通じて和解に向けた協議を進めた結果、合意に至りました。これにともない、本訴訟は取り下げられ終結いたしました。

(4) ベルギーにおける著作権料に関する訴訟について

当社連結子会社のEpson Europe B.V.（以下「EEB」という。）は、2010年にベルギーにおける著作権料徴収団体であるLa SCRL REPROBEL（以下「REPROBEL」という。）に対して、マルチファンクションプリンターに関する著作権料の返還などを求める民事訴訟を提起しました。その後、REPROBELがEEBを提訴したことにより、これら二つの訴訟は併合され、係る訴訟の第1審ではEEBの主張を棄却する判決がなされました。EEBは、これを不服として上訴する方針です。

2. 会社の株式に関する事項（2016年3月31日現在）

2.1 発行可能株式総数 1,214,916,736株

2.2 発行済株式の総数 399,634,778株（自己株式41,860,396株を含む）

2.3 株主数 51,557名

2.4 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
三光起業株式会社	20,000,000	5.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,635,900	4.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,440,000	4.59
セイコーホールディングス株式会社	12,000,000	3.35
服部 靖夫	11,932,612	3.33
服部 敏	11,199,936	3.13
第一生命保険株式会社	8,736,000	2.44
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	8,153,800	2.27
セイコーエプソン従業員持株会	7,677,116	2.14
日本碍子株式会社	6,900,000	1.92

注：当社は、自己株式41,860,396株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4.1 取締役および監査役の氏名等（2016年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
碓 井 稔	代表取締役 取締役社長	
濱 典 幸	代表取締役 専務取締役 コンプライアンス担当取締役	経営管理本部長
井 上 茂 樹	常務取締役	ウエアラブル機器事業部長 兼 事業基盤強化本部長
福 島 米 春	常務取締役	ロボティクスソリューションズ事業部長 兼 技術開発本部長
久保田 孝 一	常務取締役	プリンター事業部長
奥 村 資 紀	取 締 役	機器要素技術開発本部長
渡 辺 潤 一	取 締 役	ビジュアルプロダクツ事業部長 兼 事業基盤強化本部副本部長(生産・調達・物流担当)
川 名 政 幸	取 締 役	人事本部長 オリエンタル時計株式会社代表取締役社長
青 木 利 晴	取 締 役	
大 宮 英 明	取 締 役	
久保田 健 二	常勤監査役	
山 本 恵 朗	監 査 役	
宮 原 賢 次	監 査 役	
奈 良 道 博	監 査 役	

注1. 青木利晴氏および大宮英明氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。

注2. 山本恵朗氏、宮原賢次氏および奈良道博氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。

注3. 社外役員の重要な兼職の状況は、後記「4.3 社外役員に関する事項」に記載しております。

注4. 平野精一氏は、2016年1月31日をもって、辞任により監査役を退任しました。

注5. 常勤監査役の久保田健二氏は、当社財務経理部門において長年にわたる経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注6. 2015年6月25日の定時株主総会終結の日の翌日から当事業年度末日時点までの役員の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
濱 典 幸	経営管理本部長	経営管理本部長 兼 コンプライアンス室長	2015年10月1日
井 上 茂 樹	ウェアラブル機器事業部長 兼 事業基盤強化本部長	事業基盤強化本部長	2015年12月1日

注7. 当事業年度末日後の役員の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
井 上 茂 樹	ウェアラブル機器事業部長 兼 経営企画本部長	ウェアラブル機器事業部長 兼 事業基盤強化本部長	2016年4月1日
福 島 米 春	ロボティクスソリューションズ事業部長 兼 第一技術開発本部長	ロボティクスソリューションズ事業部長 兼 技術開発本部長	2016年4月1日
久保田 孝 一	プリンター事業部長 兼 経営企画本部副本部長(営業企画、ブランド・コミュニケーション担当)	プリンター事業部長	2016年4月1日
奥 村 資 紀	第二技術開発本部長	機器要素技術開発本部長	2016年4月1日
渡 辺 潤 一	ビジュアルプロダクト事業部長 兼 生産企画本部長	ビジュアルプロダクト事業部長 兼 事業基盤強化本部副本部長(生産・調達・物流担当)	2016年4月1日

注8. 2016年3月31日現在の業務執行役員の状況は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
John Lang	業務執行役員常務	Epson America, Inc. 社長
羽片忠明	業務執行役員常務	Epson Precision (Philippines), Inc. 社長
小池清文	業務執行役員	Epson (China) Co., Ltd. 董事長
北松康和	業務執行役員	機器要素技術開発本部副本部長（生産省人化担当）
島田英輝	業務執行役員	プリンター事業部副事業部長（生産技術・品質保証・生産管理担当）
北村政幸	業務執行役員	マイクロデバイス事業部長
深石明宏	業務執行役員	プロフェッショナルプリントイング事業部副事業部長（販売・生産管理担当）
村田すなお	業務執行役員	プロフェッショナルプリントイング事業部長
森山佳行	業務執行役員	ウエアラブル機器事業部副事業部長（品質・生産技術・生産担当）
高畠俊哉	業務執行役員	知的財産本部長
北原強	業務執行役員	技術開発本部副本部長（産業系要素開発担当）
佐伯直幸	業務執行役員	エプソン販売株式会社代表取締役社長
下斗米信行	業務執行役員	技術開発本部副本部長（NM事業推進・デバイス開発担当）
山本和由	業務執行役員	Epson Europe B.V. 社長

(1) 下斗米信行氏および山本和由氏は、2015年6月25日をもって業務執行役員に就任しました。

(2) 2015年6月25日の定時株主総会終結の日の翌日から当事業年度末日時点までの業務執行役員の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
北松康和	機器要素技術開発本部副本部長（生産省人化担当）	技術開発本部副本部長（生産技術担当）	2015年10月1日
森山佳行	ウエアラブル機器事業部副事業部長（品質・生産技術・生産担当）	ウエアラブル機器事業部長	2015年12月1日

(3) 当事業年度末日後の業務執行役員の担当の異動は、次のとおりです。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
北松康和	第二技術開発本部副本部長 (生産省人化・生産技術センター・ものづくり塾・安全担当)	機器要素技術開発本部副本部長 (生産省人化担当)	2016年4月1日
森山佳行	ウエアラブル機器事業部副事業部長 (品質・技術・生産担当)	ウエアラブル機器事業部副事業部長 (品質・生産技術・生産担当)	2016年4月1日
北原強	第一技術開発本部副本部長 (新技術探索担当)	技術開発本部副本部長 (産業系要素開発担当)	2016年4月1日
下斗米信行	第一技術開発本部副本部長 (NM事業推進・デバイス開発担当)	技術開発本部副本部長 (NM事業推進・デバイス開発担当)	2016年4月1日

4.2 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	合計 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	10 (2)	359 (28)	94 (-)	454 (28)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	96 (39)		96 (39)
合計	15	455	94	550

注1. 上記には、2016年1月31日をもって退任した監査役1名を含んでおります。

注2. 報酬と株主価値との連動性を高める観点から株価連動型報酬（株式取得報酬）を導入しており、基本報酬の一部を当社株式の取得に充てております。

注3. 2001年6月26日の定時株主総会の決議により、取締役の基本報酬の月額は70百万円以内、監査役の基本報酬の月額は12百万円以内とされております。

注4. 上記支給額には、2016年6月28日の定時株主総会に付議予定の取締役賞与支給議案が承認された場合の取締役賞与94百万円（社外取締役を除く取締役8名に対する支払予定額）が含まれております。なお、監査役賞与制度はありません。

注5. 2006年6月23日の定時株主総会の役員退職慰労金打ち切り支給決議に基づき、2016年6月28日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任予定の慰労金支給対象の監査役（社外監査役）1名に対して、慰労金15百万円を支払う予定です。

注6. ストックオプションは付与しておりません。

4.3 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	青木利晴	該当事項なし
	大宮英明	三菱重工業株式会社 取締役会長
社外監査役	山本惠朗	株式会社クレディセゾン 監査役
	宮原賢次	該当事項なし
社外監査役	奈良道博	弁護士 王子ホールディングス株式会社 社外取締役 日本特殊塗料株式会社 社外取締役 蝶理株式会社 社外監査役

注. 各社外役員の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

各社外取締役は、当事業年度に開催された取締役会において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問に加え、企業経営に精通した経営者の観点からの経営全般にわたる課題の指摘や助言・提言などです。

各社外監査役は、当事業年度に開催された取締役会および監査役会において積極的に発言しております。その発言内容は、議案の説明に対する質問、審議のプロセスの確認などに加え、自身の経験に照らして新たな視点を提供する趣旨の発言などです。

なお、各社外役員の取締役会および監査役会への出席状況は、次のとおりです。

区分	氏名	取締役会出席回数 (出席率)	監査役会出席回数 (出席率)
社外取締役	青木利晴	13回中13回 (100%)	
	大宮英明	13回中12回 (92.3%)	
社外監査役	山本惠朗	13回中12回 (92.3%)	16回中16回 (100%)
	宮原賢次	13回中11回 (84.6%)	16回中15回 (93.7%)
	奈良道博	13回中12回 (92.3%)	16回中16回 (100%)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

5. 会計監査人の状況

5.1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

5.2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額(百万円)
①当社が公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき会計監査人の報酬等の額	147
②当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	217

- 注1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 注2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。
- 注3. 当社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、各種アドバイザリー業務などの対価を支払っております。
- 注4. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社34社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5.3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適当と判断される場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人が法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等の観点から適正な監査の遂行に支障を及ぼすと判断される場合、およびその他の場合において、解任または不再任が適当と認められるときは、監査役会はその決議により、解任または不再任の議案を株主総会に提出することを決定します。

5.4 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した処分内容の概要は以下のとおりです。

(1) 処分対象

新日本有限責任監査法人

(2) 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（2016年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

(3) 処分理由

- ・新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の2010年3月期、2012年3月期および2013年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したこと。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

6. 内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）

6.1 基本方針

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改定する決議をしております。改定後の基本方針の内容は次のとおりです。

当社は、経営理念を経営上の最上位概念として捉え、これを実現するために「企業行動原則」を定め、子会社を含むグループ全体で共有するよう努めている。内部統制システム（企業集団における業務の適正を確保するための体制）の基本方針を以下のとおり定め、グループ全体の内部統制システムを整備する。

1. コンプライアンス

- (1) 「経営理念」の実践原則として「企業行動原則」を定め、その基本骨格であるコンプライアンスの基本事項を定めるコンプライアンス基本規程を制定し、組織体制等を定める。
- (2) コンプライアンス担当取締役（CCO）を選任し、コンプライアンスにおける業務執行全般を監督・監視する体制とする。
- (3) 取締役会の諮問機関として、CCOを委員長とし社外役員・監査役ならびに取締役会が指名する取締役で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動の重要事項について隨時および定期的に報告を受け審議し、その結果を取締役会へ報告・意見具申する。
- (4) コンプライアンスの推進・徹底は社長指揮のもと、グループ共通のテーマについては本社各主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業の個別のテーマについては、事業部長が担当事業に関する子会社を含めた活動を推進する体制とする。また、コンプライアンス専任部門がコンプライアンス推進全般をモニタリングおよび是正・調整することにより、コンプライアンス活動の網羅性・実効性を高める。

- (5) 子会社を含むグループ全体のコンプライアンス推進・徹底上の重要事項については、社長の諮問機関であり取締役で構成する経営戦略会議において法令・社内規程・企業倫理遵守に関する活動の推進状況、重点領域の取り組み状況等について多面的に審議することにより、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
- (6) 子会社を含め、実効性の高い内部通報制度の整備・運用に努める。従業員がコンプライアンスに反する行為を発見した時は、内部通報窓口をはじめ、その他の各種相談窓口に通報する。また、通報した者が、通報したこと的理由として、不利な取り扱いを受けない体制とし、相談・通報事案は、通報者が特定されない形で当社の監査役、コンプライアンス委員会および経営戦略会議に報告する。
- (7) 社員向けWeb研修等の各種社内教育を、子会社従業員を含めて実施することにより、リーガルマインドの浸透に努める。
- (8) 社長は、定期的に取締役会にコンプライアンスの執行状況に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。
- (9) 「反社会的勢力」とは一切関わらない旨を「企業行動原則」に定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした行動をとることにより関係排除に取り組む。

2. 業務執行体制

- (1) 長期ビジョンおよび中期経営計画を策定し、グループ全体の中長期的な目標を明確にする。
- (2) 組織管理規程・職務権限規程・業務分掌規程ならびに関係会社管理規程を制定し、グループ全体の権限配分を網羅的に定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- (3) 執行に携わる者は、取締役会に対して、3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行う。

ア. 業績の状況および今後の業績見通しに関する事項

- イ. リスク管理の対応状況
ウ. 重要な業務執行の状況

3. リスクマネジメント

- (1) 子会社を含むグループ全体のリスク管理体制を定めるリスク管理基本規程を制定し、組織体制、リスク管理の方法等の基本事項を定める。
- (2) 子会社を含むグループ全体のリスク管理の総括責任者を社長とし、グループ共通のリスク管理については本社主管部門が各事業部門および子会社と協働してグローバルに推進し、各事業固有のリスク管理については事業部長が担当事業に関する子会社を含めて推進する体制とする。さらにリスク管理を統括する部門を設置し、グループ全体のリスク管理全般をモニタリングおよび是正・調整し、リスク管理活動の実効性を確保する。

- (3) 会社に著しい影響を与える得る重要なリスクについては、経営戦略会議においてリスクの抽出・特定・制御活動等について機動的・多面的に審議することにより、リスク管理の実効性の確保に努める。また、重要リスク発現時には、所定の危機管理プログラムに従い社長の指揮下で全社的に速やかな初動対応をとる体制とする。
- (4) 社長は、定期的に取締役会にリスク管理に関する重要事項を報告するとともに、必要に応じ対策を講ずる。

4. 企業集団における業務の適正性確保

- (1) グループマネジメントの基本を「商品別事業部制による事業部長の世界連結責任体制と、本社主管機能のグローバル責任体制」とし、事業オペレーション機能を担う子会社の業務執行体制の整備に関する責任は各事業部門の責任者が負い、グループ共通のコーポレート機能等については本社の各主管部門の責任者が責任を負うことにより、子会社を含めた企業集団における業務の適正化に努める。
- (2) 関係会社管理規程において、子会社の業務執行の一部について親会社である当社への事前承認または報告事項を定めて義務付けるとともに、一定基準を満たすものについては、当社の取締役会付議事項とすることにより、グループとして統制のとれた業務執行が行える体制とする。また、特定の地域においては、複数の子会社を統括する地域統括会社を定めることにより、グループ全体における業務執行の適正化・効率化に努める。

- (3) 内部監査基本規程に基づき、内部監査部門は子会社を含むグループ全体の監査を実施することにより、子会社を含めたグループ全体における内部監査の強化、充実に努める。

5. 職務の執行に関する情報の保存および管理

- (1) 職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、その他関連規程に従って行い、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制とする。
- (2) 情報セキュリティ基本規程に基づき子会社も含めた社内情報について機密度に応じて適切に管理することにより、情報漏洩の防止に努める。

6. 監査体制

- (1) 監査役は監査役監査規程に基づき、職務の遂行上必要と判断した場合は、取締役および使用人からヒアリング等を実施することができる。
- (2) 監査役が経営戦略会議、経営会議などの執行サイドの重要会議に出席することができ、取締役と同レベルの情報に基づいた監査が実施できる体制とする。また、監査役に対し重要な決裁書類を定期的に回付する。

- (3) 監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。当該使用人の人事異動・人事評価等は、監査役の同意を得る。また、監査業務に必要な専属の使用人の員数や専門性が欠けている場合等、監査役による監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合は、監査役は代表取締役あるいは取締役会に対して必要な要請を行うことができる。
- (4) 監査役は監査役監査規程に基づき、取締役および内部監査部門等から、子会社を含めたグループ全体の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧することができる。また、監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役および内部監査部門等に対し、当該子会社の管理の状況について報告を求めることができる。
- (5) 監査役は内部監査部門および会計監査との協議を定期的に行い、監査の実効性を高めるよう努める。
- (6) 監査役と代表取締役の定期的な会合を持つことにより、監査役自らが業務執行の状況を直接把握できる体制とする。
- (7) 監査役の職務執行に必要な費用は、あらかじめ適切に予算を計上する。ただし、緊急または臨時に生じる監査役の職務執行に必要な費用については、都度速やかに前払または償還する。

6.2 内部統制システムの運用状況の概要

2015年4月30日の内部統制システムの基本方針の一部改定後にその旨・内容等につきまして当社および子会社に周知し、対応を指示しました。

当事業年度における、基本方針に基づく内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

- ① コンプライアンスが業務執行において適切に執行されていることを監督するコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンス活動の重要事項について審議し、その結果を取締役会へ報告・意見具申しました。具体的には、重要事項として、コンプライアンスマニタリング結果、個別のコンプライアンス事案に関する審議を行いました。また、内部通報制度についてエプソンヘルplineによる通報状況とグループ各社における通報制度の運用状況を確認しました。
- ② 経営戦略会議を毎週1回を基本に開催し、全社重要方針・経営戦略・重要な経営テーマ等について審議を行つており、重要な経営テーマの一分野として各種月間活動などのコンプライアンス活動およびリスク管理活動について推進状況の報告・審議を行いました。
- ③ グループのあるべき姿を示した「経営理念」は職場毎に掲示されており、グループ社員に当年度の経営計画の示達を行う方針大会では社長のリーダーシップのもと、参加者全員で経営理念の唱和による再確認を行いました。また、グループ全ての社員が範とすべき行動を示す「企業行動原則」は、グループのホームページ等に掲載し、常時閲覧できることを徹底しております。
- ④ グループ社員のコンプライアンス意識の向上のために、10月を「コンプライアンス月間」とし、CCOおよび各事業部門・各会社の代表者が「社員一人ひとりの高い倫理観と自律した責任ある行動が不可欠である」旨のメッセージを発信した他、社内報でコンプライアンス特集を行う等の活動を実施しました。
- ⑤ コンプライアンスの意識向上と具体的な業務推進を目的として、情報セキュリティー強化月間、CS・品質月間、環境月間等を通じて、eラーニングや集合研修を実施し、グループ社員のコンプライアンス意識向上を図りました。

(2) 業務執行体制

- ① 2025年に向かってグループが目指すべき姿を描いた長期ビジョン「Epson 25」を策定しました。
- ② 定例の取締役会を13回開催し、業績に関する事項・リスク管理の対応状況・重要な業務執行の状況について報告・審議を行いました。
- ③ 職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、組織的・効率的かつ健全な会社運営を図るべく、組織管理規程・職務権限規程・関係会社管理規程等の規程・基準を整備しています。特に、グループマネジメントの基本事項を含む重要な規程は、グループ各社で共通の運用をしております。

(3) リスクマネジメント

- ① グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクを全社重要リスクとして年度初めに特定し、その制御計画の作成および制御活動を実施しました。また、その実施状況については、四半期ごとに経営戦略会議・取締役会に報告しました。
事業に重大な影響を及ぼすリスクについては、事業重要リスクとして事業毎に特定し、その制御計画の作成および制御活動を実施しました。また、その実施状況については、半期ごとに経営戦略会議・取締役会に報告しました。
- ② 重要リスク発現時の初動対応手順として「危機管理プログラム」を整備し、重要リスク発現時には危機管理プログラムに従って社長を委員長とする危機管理委員会を立ち上げ・初動対応を行いました。また、危機管理委員会対処事例については、四半期ごとに経営戦略会議・取締役会に報告しました。

(4) 企業集団における業務の適正性確保

- ① 子会社の業務執行について関係会社管理規程にしたがい、当社の事前承認または当社への報告がなされたことを確認しました。また、一定基準を満たす投資等については、当社取締役会にて審議のうえ、決議されております。
- ② 当社内部監査部門は、内部監査基本規程に基づいて当社事業部・本社部門および国内外の子会社に対し35件の監査を実施するとともに、前年度に実施した監査で検出された要改善事項の改善状況を確認するフォローアップ監査を実施しました。それらの結果は当社代表取締役および監査役等に報告され、統制上必要とされる対応が図られております。

(5) 職務の執行に関する情報の保存および管理

職務の執行に係る情報は、文書管理規程、稟議規程、契約書管理規程、情報セキュリティー基本規程、その他関連規程にしたがって保存および管理しており、取締役および監査役はそれらを常時閲覧することができる体制となっております。

(6) 監査体制

- ① 監査役は、取締役会・経営戦略会議・経営会議等の重要な会議に出席し職務の執行状況を確認しました。
- ② 監査役室を設置のうえ、専属使用人を継続して配置し、監査業務を適切に補助しております。
- ③ 監査役は代表取締役、会計監査人との定期的な会合を行いました。
- ④ 監査役は内部監査部門および会計監査人との協議を定期的に行い監査の実効性を高めております。
- ⑤ 監査役は内部監査部門から月1回の定例報告およびコンプライアンス主管部門・人事主管部門等から四半期毎に報告を受け、管理の状況について確認を行いました。
- ⑥ 監査役が職務執行に必要な費用については予算計上がされ、当社は速やかに費用支払を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めております。

7.1 基本方針の概要

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維

持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

7.2 基本方針の実現に資する取組みの概要

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、2016年度から2025年度の10年間において目指す姿を示した長期ビジョン「Epson 25」と、当該ビジョンの実現に向けた2016年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」を2016年3月に制定いたしました。

Epson 25の実現に向けた第1段階である「Epson 25 第1期中期経営計画」では、これまで実現してきた戦略をベースに、「転換と開拓」の成果を継続させることと同時に、製品開発の仕込みや必要な投資を積極的に行い、強固な基盤を整備してまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2008年6月の定時株主総会において導入し、2011年6月の定時株主総会において更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策について、2014年6月24日の定時株主総会において、旧対応策を形式的な文言の修正をしたうえで更新することについて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後のプランを「本プラン」という。）。

本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株券等の買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様の判断および特別委員会の評価・検討等のため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めております。そのうえで、当該買付行為が、

本プランに従わない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。

一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者などから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております。

7.3 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記の「基本方針の実現に資する特別な取組み」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入（更新）されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入（更新）されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構

成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が導入（更新）から約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

招集ご通知

P.2

株主総会参考書類
P.4

添付書類

事業報告

連結計算書類
P.54

計算書類

P.57

監査報告書

P.60

ご参考

P.64

連結財政状態計算書 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資 产 の 部】		【负 债 の 部】	
流動資産	601,451	流動負債	325,019
現金及び現金同等物	230,498	仕入債務及びその他の債務	130,624
売上債権及びその他の債権	151,660	未払法人所得税	6,830
棚卸資産	201,608	その他の金融負債	62,479
未収法人所得税	1,232	引当金	23,019
その他の金融資産	1,674	その他の流動負債	102,065
その他の流動資産	14,335	非流動負債	145,644
小計	601,010	その他の金融負債	81,741
売却目的で保有する非流動資産	441	退職給付に係る負債	54,845
非流動資産	339,888	引当金	4,941
有形固定資産	244,463	その他の非流動負債	3,114
無形資産	18,179	繰延税金負債	1,001
投資不動産	1,967	負債合計	470,663
持分法で会計処理されている投資	1,605	【資 本 の 部】	
その他の金融資産	21,962	親会社の所有者に帰属する持分	467,818
その他の非流動資産	5,122	資本金	53,204
繰延税金資産	46,587	資本剰余金	84,321
資産合計	941,340	自己株式	△20,471
		その他の資本の構成要素	57,989
		利益剰余金	292,775
		非支配持分	2,858
		資本合計	470,676
		負債及び資本合計	941,340

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	1,092,481
売上原価	△694,821
売上総利益	397,660
販売費及び一般管理費	△312,708
その他の営業収益	14,807
その他の営業費用	△5,732
営業利益	94,026
金融収益	1,652
金融費用	△4,252
持分法による投資利益	104
税引前利益	△2,495
法人所得税費用	
継続事業からの当期利益	91,530
非継続事業からの当期損失	△45,421
当期利益	46,109
その他の包括利益	△42
純損益に振り替えられることのない項目	46,067
確定給付制度の負債(資産)の純額の再測定	△22,161
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	△2,610
純損益に振り替えられる可能性のある項目	△24,771
在外営業活動体の換算差額	△21,309
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動の有効部分	△1,215
持分法適用会社に対する持分相当額	△240
税引後その他の包括利益合計	△22,765
当期包括利益合計	△47,536
当期利益の帰属	△1,469
親会社の所有者	45,772
非支配持分	294
当期包括利益の帰属	46,067
親会社の所有者	△1,456
非支配持分	△12
	△1,469

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				確定給付制度の負債（資産）の純額の再測定	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	在外営業活動体の換算差額
2015年4月1日 残高	53,204	84,321	△20,464	—	7,149	74,868
当期利益	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	△22,160	△2,600	△21,252
当期包括利益合計	—	—	—	△22,160	△2,600	△21,252
自己株式の取得	—	—	△6	—	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	22,160	△15	—
所有者との取引額等合計	—	—	△6	22,160	△15	—
2016年3月31日 残高	53,204	84,321	△20,471	—	4,533	53,616

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計		
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計				
	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の変動の有効部分	合計						
2015年4月1日 残高	1,055	83,073	294,191	494,325	2,982	497,308		
当期利益	—	—	45,772	45,772	294	46,067		
その他の包括利益	△1,215	△47,229	—	△47,229	△307	△47,536		
当期包括利益合計	△1,215	△47,229	45,772	△1,456	△12	△1,469		
自己株式の取得	—	—	—	△6	—	△6		
配当金	—	—	△25,044	△25,044	△111	△25,155		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	22,145	△22,145	—	—	—		
所有者との取引額等合計	—	22,145	△47,189	△25,050	△111	△25,162		
2016年3月31日 残高	△160	57,989	292,775	467,818	2,858	470,676		

注。記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
流動資産	353,561	流動負債	193,633
現金及び預金	10,674	支払手形	6,273
受取手形	128	買掛金	86,742
売掛金	121,729	1年内償還予定の社債	30,000
有価証券	128,000	1年内返済予定の長期借入金	500
商品及び製品	4,639	リース債務	11
仕掛品	12,272	未払金	37,051
原材料及び貯蔵品	20,859	未払費用	6,846
繰延税金資産	12,595	未払法人税等	2,505
短期貸付金	33,201	預り金	5,027
未収入金	23,945	賞与引当金	14,642
その他	6,684	役員賞与引当金	94
貸倒引当金	△21,168	製品保証引当金	2,022
固定資産	304,728	資産除去債務	98
(有形固定資産)	(131,056)	その他	1,816
建物	47,382	固定負債	110,642
構築物	2,447	社債	30,000
機械及び装置	39,516	長期借入金	50,000
車両運搬具	64	リース債務	2
工具、器具及び備品	7,546	退職給付引当金	27,419
土地	33,126	製品保証引当金	135
建設仮勘定	961	資産除去債務	1,535
その他	11	その他	1,549
(無形固定資産)	(9,868)	負債合計	304,275
ソフトウェア	7,373	【純 資 産 の 部】	
その他	2,494	株主資本	349,169
(投資その他の資産)	(163,803)	資本金	53,204
投資有価証券	12,894	資本剰余金	84,321
関係会社株式	127,560	資本準備金	84,321
長期前払費用	861	利益剰余金	232,115
繰延税金資産	20,253	利益準備金	3,132
その他	2,256	その他利益剰余金	228,982
貸倒引当金	△23	繰越利益剰余金	228,982
資産合計	658,290	自己株式	△20,471
		評価・換算差額等	4,845
		その他有価証券評価差額金	4,992
		繰延ヘッジ損益	△147
		純資産合計	354,015
		負債純資産合計	658,290

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金額
売上高	786,981
売上原価	696,740
売上総利益	90,241
販売費及び一般管理費	58,360
営業利益	31,880
営業外収益	
受取利息及び配当金	21,289
為替差益	777
その他	2,069
	24,136
営業外費用	
支払利息	802
その他	2,601
	3,404
経常利益	52,612
特別利益	
固定資産売却益	11,506
その他	671
	12,178
特別損失	
固定資産売却損	9
固定資産除却損	297
減損損失	1,236
その他	597
	2,141
税引前当期純利益	62,648
法人税、住民税及び事業税	9,534
法人税等調整額	7,078
	16,613
当期純利益	46,035

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計					
	資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金							
2015年4月1日 残高	53,204	84,321	3,132	207,991	211,124	△20,464	328,184			
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	—	—	—	△25,044	△25,044	—	△25,044			
当期純利益	—	—	—	46,035	46,035	—	46,035			
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△6	△6			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—			
事業年度中の変動額合計	—	—	—	20,991	20,991	△6	20,984			
2016年3月31日 残高	53,204	84,321	3,132	228,982	232,115	△20,471	349,169			

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2015年4月1日 残高	7,161	1,016	8,177	336,362
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△25,044
当期純利益	—	—	—	46,035
自己株式の取得	—	—	—	△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,168	△1,163	△3,332	△3,332
事業年度中の変動額合計	△2,168	△1,163	△3,332	17,652
2016年3月31日 残高	4,992	△147	4,845	354,015

注. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年4月28日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊秀俊㊞
 業務執行社員
 指定有限責任社員 公認会計士 山元清二㊞
 業務執行社員
 指定有限責任社員 公認会計士 山崎隆浩㊞
 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイコーエプソン株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、セイコーエプソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年4月28日

セイコーワープソン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊秀俊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山元清二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山崎隆浩 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイコーワープソン株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月6日

セイコーエプソン株式会社 監査役会

常勤監査役 久保田 健二

社外監査役 山本 恵朗

社外監査役 宮原 賢次

社外監査役 奈良道博

以上

長期ビジョン 「Epson 25」

中期経営計画 「Epson 25 第1期中期経営計画」

2016年3月、2016年度から2025年度の10年間にかけてエプソンが向かうべき方向性を定めた長期ビジョン「Epson 25」ならびに、このビジョン実現に向けて2016年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Epson 25 第1期中期経営計画」を制定しました。

ここでは、エプソンの描くビジョンと、第1期中期経営計画のご紹介をいたします。

エプソンは、事業環境の変化やメガトレンドなどを踏まえ、2025年のビジョンとして長期ビジョン「Epson 25」を制定し、ビジョンステートメントを『「省・小・精の価値」で、人やモノと情報がつながる新しい時代を創造する』と定めました。

情報通信技術の進展によりサイバー空間が拡大していく中、リアル世界にいるお客様にとって、その接点となる製品がますます重要となります。

エプソンは、リアル世界で実体のある究極のものづくり企業として、強みである「省・小・精の技術」を基に、「スマート」、「環境」、「パフォーマンス」という「省・小・精の価値」を提供し続けることで、4つのイノベーションを起こし、人やモノと情報がつながる新しい時代を創造していくことを目指してまいります。



「省・小・精の価値」で、人やモノと情報がつながる新しい時代を創造する



スマート

いつでもどこでも簡単・便利で安心して製品を使える世界を創造し、お客様の無駄、手間、時間、コストを徹底的に省きます。

環境

エプソン製品をご使用いただくことで、お客様の業務プロセスも含めて環境負荷を低減し、お客様と社会の持続的な発展をもたらします。

パフォーマンス

高性能な製品により、お客様の生産性、正確さ、創造性というパフォーマンスを大幅に向上します。

Epson 25 Co

Epson 25で目指す

プリントイング領域



インクジェット イノベーション

独創の「マイクロピエジ技術」を磨き上げ、より高生産性領域へ飛躍します。また、高い環境性能と、循環型の印刷環境をお客様へ提供します。

超高速コピー



オフィス



製紙機「ペーパーラボ」

高速ラインヘッド、スマート化
高耐久・高生産性ヘッド

ドライファイバー
テクノロジー
高性能インク、
高速搬送

デジタルプレス



産業



デジタル捺染

ビジュアルコミュニケーション領域



ビジュアル イノベーション

独創のマイクロディスプレイ技術とプロジェクション技術を極め、ビジネスと生活のあらゆる場面で感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーション環境を創造し続けます。

サイネージ



スマートアイウェア



超高光束化



小型・軽量化
センシング、AR 技術

ライティング



<4つのイノベー

マイクロデバイス領域

私たちエプソンは、より良い社会の実現に中心的な役割を果たし、「なくてはならない会社」でありたいという高い志の下、新しい価値の創造に挑戦しています。

エプソン独自のデバイス技術をコアに、水晶の「精」を極めたタイミングソリューション・センシングソリューションと、半導体の「省」を極めた省電力ソリューションにより、通信、

Corporate Vision

各領域のビジョン

ウエアラブル領域



ウェアラブル
イノベーション

ウォッチのDNAを基盤に、
正確な時間とセンシングに磨
きをかけ、個性あふれる製品
群を創り出し、さまざまなお
客様に着ける・使う喜びを提
供します。



ロボティクス領域



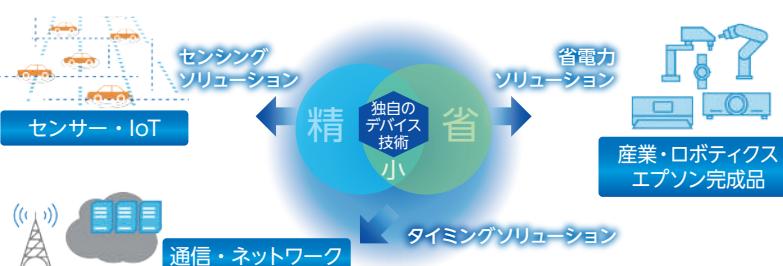
ロボティクス
イノベーション

「省・小・精の技術」に加え、
センシングとスマートを融合さ
せたコア技術を製造領域で磨
き上げ、それらの技術を広げ
て、あらゆる領域でロボット
が人々を支える未来を実現し
ます。



ソリューションを支える>

電力、交通、製造がスマート化する社会をけ
ん引するとともに、エプソン完成品の価値創
造に貢献します。

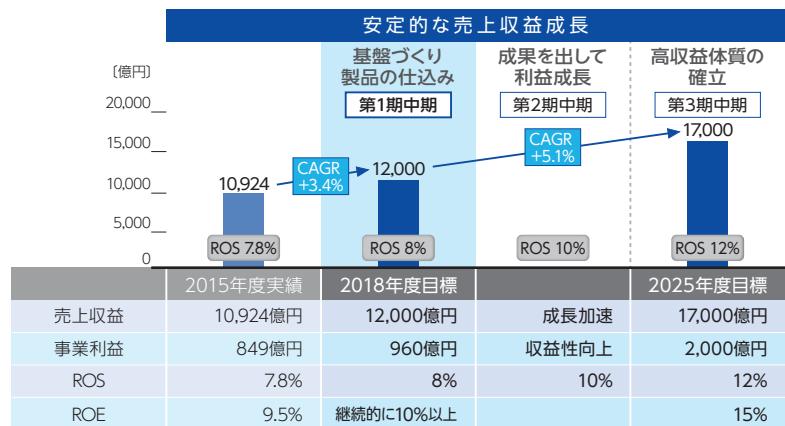


Epson 25 第1期中期経営計画

Epson 25 第1期中期経営計画の基本方針

- SE15において「転換と開拓」を実現した事業領域は、その優位性をさらに強化し、成長を継続する。
「転換と開拓」が遅れている事業領域は、すみやかに課題に対応し、成長軌道を確立する。
- Epson 25で目指す、「スマート、環境、パフォーマンス」のお客様価値を、製品やサービスの形に創り上げ、成長を確実なものとする。
- Epson 25を実現するために、短期的な利益成長を勘案しつつも、必要な経営資源はタイムリーかつ着実に投下する。
- 新しいビジネスモデルを早期に確立し、お客様にお届けする仕組みを充実する。

第1期中期経営計画は、これまで積み重ねてきた戦略の取り組みをベースに、「転換と開拓」の成果を継続させると同時に、Epson 25の実現に向けた戦略に基づき、製品開発の仕込みや必要な投資を積極的に行い、強固な基盤を整備していきます。この3年間で、成長に向けた基盤を創り上げることが、第2期以降での、売上収益の成長加速や収益性の向上を実現させる重要な第一歩になると考えています。



CF(キャッシュ・フロー)と成長投資

営業キャッシュ・フローは、これまでの取り組みにより、安定的・持続的に創出できる体質を構築することができました。この創出したキャッシュは、Epson 25実現に向けた基盤を創り上げ、第2期以降の利益拡大を確かなものにするための成長投資の継続・強化に活用させていただきます。

将来を見据えた研究開発投資や設備投資の他、M&Aなども活用することで戦略進展のスピードアップを図ります。

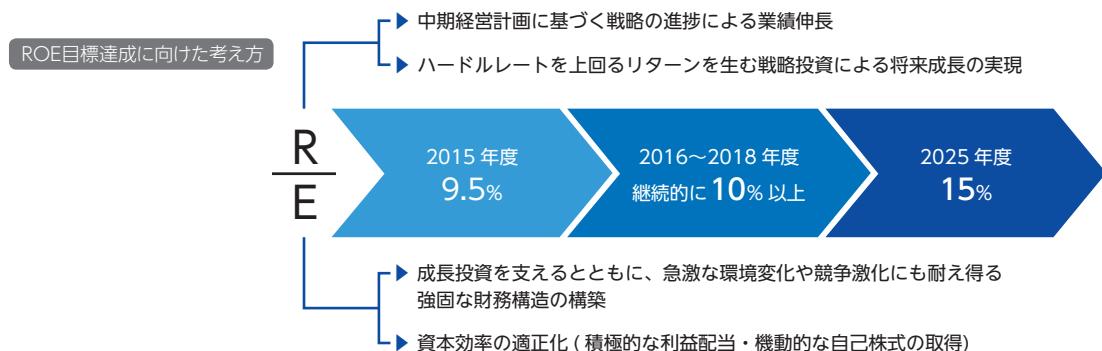
項目	SE15後期 新中期経営計画	Epson 25 第1期中期経営計画
営業CF	3年間累計：3,367億円	3年間累計：3,300億円程度
FCF	3年間累計：2,112億円	3年間累計：1,200億円程度
<成長のための投資など>		
研究開発費	3年間累計：1,498億円	Epson 25実現に必要な新製品・要素の開発などに積極的に投下
設備投資	3年間累計：1,526億円	3年間累計：2,100億円程度 (開発・生産体制強化など)
M&A	3年間累計：約25億円	Epson 25実現に必要な案件は積極的に実施

キャッシュの使途

Epson 25実現のための成長投資に最優先で活用し、そのうえで、財務構造の強化と株主還元の充実を、同時に実現していきます。

成長投資は、ハードルレートを設定し、十分吟味したうえで実施します。そして、新規領域開拓に果敢に挑戦するための備えや、急激な環境変化や競争激化にも耐え得る財務構造の強化を行うのと並行して、積極的な利益配当と機動的な自己株式の取得などを進めながら、継続的に10%以上のROE達成を目指します。

目的	主な内容	優先度
成長投資など	○通常投資 ○ハードルレートを上回るリターンを生む戦略投資（M&Aや販売の基盤構築のための投資を含む）	最優先で対応
財務構造強化	○自己資本比率向上のための内部留保	
株主還元	○積極的な利益配当 ○機動的な自己株式の取得	同時並行的に実施



株主還元目標

エプソンは上場来、連結配当性向30%を目標に掲げてまいりました。

SE15後期 新中期経営計画においてこの目標を達成することができたことから、連結配当性向を40%程度にまで引き上げることを目標とします。

加えて、株価水準や資金の状況などを勘案したうえで機動的な自己株式の取得なども選択肢としながら、より高い水準での還元を実施することで、株主のみなさまのご期待に応えていきたいと考えています。

これからのエプソンの挑戦にご期待いただくとともに、ご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

項目	Epson 25 第1期中期経営計画
利益配当 (連結配当性向)	中期的には40%*程度
自己株式の取得	株価水準や資金の状況などを総合的に勘案し、必要に応じて機動的に実施

*本業による利益を示す事業利益から法定実効税率相当額を控除した利益をベースに算出

世界初、使用済みの紙から新しい紙を生み出す オフィス製紙機「PaperLab(ペーパーラボ)」を開発

水を使わずに、文書情報の完全抹消、紙の自社内生産を実現。企業や自治体が循環型オフィスに変わる。

エプソンは、世界で初めて^{*1}、使用済みの紙(一般コピー用紙(A4、A3))を原料として、水を使わずに^{*2}、文書情報を完全に抹消したうえで、新しい紙を生産できる小型のオフィス製紙機「PaperLab」を開発しました。エプソンは、「スマートサイクル事業」としてこの新規ビジネスを推進し、2016年内に国内向けに商品化を予定しています。

*1 乾式の製紙機において。2015年11月時点、当社調べ。 *2 機器内の湿度を保つため、少量の水を使用します。

オフィスでつくる小さなサイクル

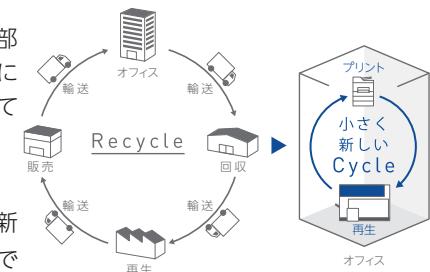
紙のリサイクルは、一般的にオフィスから製紙(再生)施設への輸送をともなう、大きなプロセスで循環されています。エプソンは、オフィスで完結する、小さく、そして新しい資源サイクルを提案します。

機密文書の完全抹消

企業がこれまで外部へ委託したり、内部で裁断したりしている機密文書を、外部に持ち出すことなく、お客様の手元で安心して処理できます。

CO₂排出量の削減

オフィスで紙の循環を行うことにより、新しい紙の購入量を減らすとともに、これまで必要だった輸送CO₂の削減も期待できます。



商品仕様

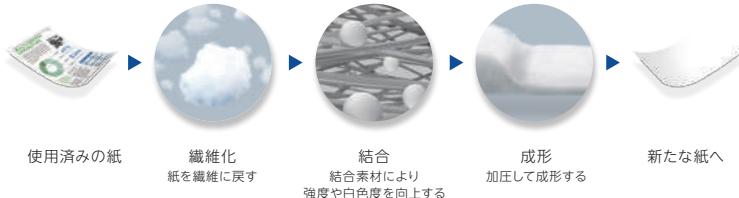
サイズ 横幅2.6m×奥行1.2m×高さ1.8m (突起部除く)

スペック 再生開始ボタンを押して、約3分で1枚目の新しい紙を出力。
A4用紙で1分間に約14枚、1日8時間稼働で6,720枚を生産可能。

生産可能な紙 A4・A3サイズの、紙厚の異なるオフィス用紙、名刺用紙、色や香り付きの紙など

繊維化・結合・成形という3つの技術から構成される 「ドライファイバーテクノロジー」

一般的に、A4の紙1枚を作るためにコップ1杯の水が使われています。エプソンは、世界的に水は貴重な資源だからこそ、水を使わない技術が必要だと考えました。



会社概要 (2016年3月31日現在)

株主メモ

商号	セイコーエプソン株式会社 (SEIKO EPSON CORPORATION)								
創立	1942年5月18日								
本社	〒392-8502 長野県諏訪市大和三丁目3番5号 TEL: 0266-52-3131(代表)								
本店	〒160-8801 東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー TEL: 03-5368-0700(代表)								
資本金	532億4百万円								
従業員数	連結: 67,605人 単体: 11,850人  <table border="1"><caption>所在地別 連結従業員数割合</caption><tr><td>日本</td><td>27.7%</td></tr><tr><td>米州</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>欧州</td><td>3.1%</td></tr><tr><td>アジア・ オセアニア</td><td>65.0%</td></tr></table>	日本	27.7%	米州	4.2%	欧州	3.1%	アジア・ オセアニア	65.0%
日本	27.7%								
米州	4.2%								
欧州	3.1%								
アジア・ オセアニア	65.0%								
グループ会社	90社(当社含む国内19社、海外71社)  <table border="1"><caption>仕向地域別 売上収益割合 (2015年4月～ 2016年3月)</caption><tr><td>日本</td><td>24.2%</td></tr><tr><td>米州</td><td>29.3%</td></tr><tr><td>欧州</td><td>20.7%</td></tr><tr><td>アジア・ オセアニア</td><td>25.8%</td></tr></table>	日本	24.2%	米州	29.3%	欧州	20.7%	アジア・ オセアニア	25.8%
日本	24.2%								
米州	29.3%								
欧州	20.7%								
アジア・ オセアニア	25.8%								

決算期	3月31日
定時株主総会	6月
期末配当金支払株主確定日	3月31日
中間配当金支払株主確定日	9月30日
株主名簿管理人	〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
未払配当金の支払い、支払明細発行のお問い合わせ先・郵便物送付先 ^{*1}	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL: 0120-232-711(通話料無料)
特別口座管理機関	〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
特別口座に記録された株式に関する各種お手続きのお問い合わせ先・郵便物送付先 ^{*2}	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL: 0120-288-324(通話料無料)
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
公告掲載アドレス	http://www.pronexus.co.jp/koukoku/6724/6724.html

*1 住所氏名変更・配当金振込先指定(変更)等の事務手続きについては、お取引の証券会社等にお問い合わせの上、所定の変更届等を提出してください。

*2 特別口座にて管理されている単元未満株式(100株未満)の買取りの際には、買取請求書を上記「みずほ信託銀行株式会社 証券代行部」にご請求の上、同行にて所定の手続きを行ってください。

<MEMO>

第74回定時株主総会 会場のご案内

会場

シェラトン都ホテル東京 地下2階 「醍醐」^{だいご}

東京都港区白金台一丁目1番50号

電話 : 03-3447-3111(代表)

株主総会会場は、下記案内図をご参照ください。

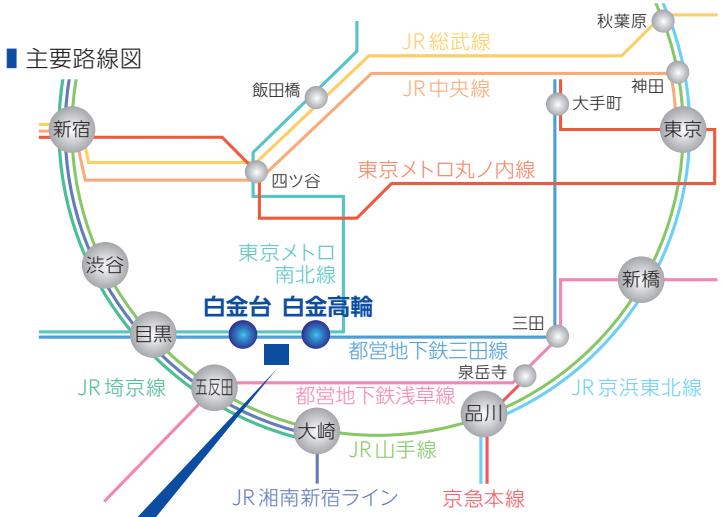
交通のご案内

● 東京メトロ南北線 ● 都営地下鉄三田線

白金台駅 2番出口より徒歩4分

白金高輪駅 1番出口より徒歩5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、
ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。



セイコーエプソン株式会社

ホームページアドレス <http://www.epson.jp>



この招集ご通知は、FSC®認証紙と、環境にやさしい
植物油インキを使用して印刷しています。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。